

平成30年第1回千葉市議会定例会議案

議案第1号乃至第53号

平成30年2月



平成30年第1回千葉市議会定例会議案件名

議案 番号	議 案 件 名	頁
1	平成29年度千葉市一般会計補正予算(第5号)	別冊
2	平成29年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	別冊
3	平成29年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
4	平成29年度千葉市公債管理特別会計補正予算(第1号)	別冊
5	平成29年度千葉市下水道事業会計補正予算(第2号)	別冊
6	平成30年度千葉市一般会計予算	別冊
7	平成30年度千葉市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
8	平成30年度千葉市介護保険事業特別会計予算	別冊
9	平成30年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
10	平成30年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	別冊
11	平成30年度千葉市霊園事業特別会計予算	別冊
12	平成30年度千葉市農業集落排水事業特別会計予算	別冊
13	平成30年度千葉市競輪事業特別会計予算	別冊
14	平成30年度千葉市地方卸売市場事業特別会計予算	別冊
15	平成30年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計予算	別冊
16	平成30年度千葉市市街地再開発事業特別会計予算	別冊
17	平成30年度千葉市動物公園事業特別会計予算	別冊
18	平成30年度千葉市公共用地取得事業特別会計予算	別冊
19	平成30年度千葉市学校給食事業特別会計予算	別冊
20	平成30年度千葉市公債管理特別会計予算	別冊
21	平成30年度千葉市病院事業会計予算	別冊
22	平成30年度千葉市下水道事業会計予算	別冊
23	平成30年度千葉市水道事業会計予算	別冊
24	千葉市職員退職手当支給条例等の一部改正について	1
25	特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について	7

議案 番号	議 案 件 名	頁
26	千葉県指定難病審査会条例の制定について	9
27	千葉県病院における人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正について	11
28	千葉県国民健康保険条例の一部改正について	13
29	千葉県後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	19
30	千葉県介護保険条例の一部改正について	21
31	千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	23
32	心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について	92
33	千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	93
34	千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	131
35	児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	150
36	千葉県消防関係手数料条例の一部改正について	152
37	千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	176
38	千葉県高原千葉村設置管理条例の廃止について	177
39	千葉県環境関係手数料条例の一部改正について	178
40	千葉県環境保全条例の一部改正について	180
41	千葉県社会福祉審議会条例の一部改正について	181
42	交通遺児等に手当を支給する条例の廃止について	183
43	千葉県職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について	185
44	千葉県特別会計設置条例の一部改正について	186
45	千葉都市計画小中台土地区画整理事業施行規程の廃止について	187
46	千葉県営住宅条例の一部改正について	188
47	千葉県地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	191
48	建築基準法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	200
49	千葉県都市公園条例の一部改正について	201

議案 番号	議 案 件 名	頁
50	土地の取得について((仮称)千葉公園ドーム及び(仮称)千葉公園体育館の用地)	204
51	指定管理者の指定について(稲毛海浜公園花の美術館ほか3施設)	208
52	包括外部監査契約について	210
53	市道路線の認定及び廃止について	211

議案第 24 号

千葉市職員退職手当支給条例等の一部改正について

千葉市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(千葉市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 千葉市職員退職手当支給条例（昭和 24 年千葉市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 5 項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第 2 号中「第 37 条の 4 第 3 項前段」を「第 37 条の 4 第 3 項」に改め、同条第 6 項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第 10 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職

業指導を行うことが適当であると認めたもの

第8条第11項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加え、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第8条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に改める。

附則第4項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

附則第7項の表第6条の4第4項第1号及び第4号の項中「及び第4号」を削り、「24年以下」を「4年以下」に、「25年未満」を「5年未満」に改め、同表第6条の4第4項第2号の項中「4年以下」を「零の」に、「5年未満」を「1年未満の」に改め、同表第6条の4第4項第3号の項中「零の」を「24年以下」に、「1年未満の」を「25年未満」に改め、同表第6条の4第4項第5号の項中「第6条の4第4項第5号」を「第6条の4第4項第4号」に改める。

附則第12項中「県退職手当条例の規定により計算した退職手当の額」の次に「に87分の83.7を乗じて得た額」を加える。

附則に次の1項を加える。

14 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第8条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が同項

に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する特定退職者であつて、雇用保険法附る厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が別24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するに定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らするために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うこととして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定が適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）とする。する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とする。

（千葉県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 千葉県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年千葉県条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

（千葉県水道局の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 千葉県水道局の職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和50年千葉県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該水道事業を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第8項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

（千葉県病院局の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 千葉県病院局の職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年千葉県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第22条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該病院事業を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第8項中「広域求職活動

費」を「求職活動支援費」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 退職職員（退職した千葉市職員退職手当支給条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、第1条の規定による改正後の千葉市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第8条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における千葉市職員退職手当支給条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零））」とする。
- 3 新条例第8条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第14項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて千葉市職員退職手当支給条例第8条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待機日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。

- 4 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号。以下この項において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第8条第11項（第5号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する。
- 5 新条例第8条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であって求職活動に伴い平成29年1月1日以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、第1条の規定による改正前の千葉市職員退職手当支給条例（以下この項及び附則第7項において「旧条例」という。）第8条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（平成28年1月1日から同年12月31日までの間に旧条例第8条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって平成29年1月1日以後に新条例第8条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であって同日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 6 新条例第8条第15項において準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって平成29年1月1日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する千葉市職員退職手当支給条例第8条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 7 平成29年1月1日前に旧条例第8条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（同日以後に新

条例第8条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受け
ることができる者となった者を除く。) に対する千葉市職員退職手当
支給条例第8条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の
支給については、なお従前の例による。

~~~~~

### 議 案 説 明

国家公務員の退職手当の見直しに準じ、職員の退職手当の支給水準  
を引き下げるほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しよう  
とするものであります。

議案第 25 号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部  
改正について

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改  
正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 31  
年千葉市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則第 14 項中「平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで」  
を「平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで」に、「100  
分の 20」を「100 分の 15」に、「100 分の 10」を「100 分  
の 7」に改める。

附則第 15 項から第 17 項までの規定中「平成 29 年 8 月 1 日から平  
成 30 年 3 月 31 日まで」を「平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月  
31 日まで」に、「100 分の 10」を「100 分の 7」に改める。

附則第 18 項中「平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで」  
を「平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで」に、「100  
分の 50」を「100 分の 20」に、「100 分の 30」を「100 分  
の 10」に改める。

附則第 19 項から第 21 項までの規定中「平成 29 年 8 月 1 日から平  
成 30 年 3 月 31 日まで」を「平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月  
31 日まで」に、「100 分の 15」を「100 分の 5」に改める。

附則第 23 項から第 27 項までの規定中「平成 30 年 3 月 31 日」を  
「平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日」に改める。

別表第 1 市長の項中「1, 300, 000 円」を「1, 317,  
000 円」に改め、同表副市長の項中「1, 050, 000 円」を「1,  
064, 000 円」に改め、同表常勤の監査委員の項中「740,

〇〇〇円」を「750,000円」に改め、同表病院事業管理者の項中「990,000円」を「1,003,000円」に改め、同表教育長の項中「770,000円」を「780,000円」に改め、同表議会議員のうちから選任された監査委員の項中「67,000円」を「68,000円」に改め、同表識見を有する者のうちから選任された非常勤の監査委員の項中「258,000円」を「260,000円」に改め、同表固定資産評価員の項中「235,000円」を「237,000円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

特別職報酬等審議会の答申に基づき特別職の職員の給料等を改定するとともに、市長等の給与の減額措置について見直し、継続するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第26号

千葉県指定難病審査会条例の制定について
千葉県指定難病審査会条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年2月20日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉県指定難病審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により設置する千葉県指定難病審査会（以下「審査会」という。）に関し、法及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、法第7条第2項の規定による審査のほか、同条第1項の支給認定に関し、市長が必要と認める事項について審議を行う。

(組織)

第3条 審査会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第4条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員は、書面をもって、議決権を行使することができる。

5 前項の規定により議決権を行使する者は、第2項及び第3項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(関係者の出席等)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

~~~~~

#### 議 案 説 明

地方自治法施行令の一部改正に伴い、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき設置する指定難病審査会の組織、運営等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

## 議案第 27 号

千葉市病院における人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正について

千葉市病院における人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

千葉市長 熊谷俊人

### 千葉市条例第 号

千葉市病院における人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

千葉市病院における人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成 27 年千葉市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

題名中「における」を「及び療養病床を有する診療所の」に改める。

第 1 条中「第 21 条第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加え、「病院の」を「病院及び療養病床を有する診療所の」に改める。

第 3 条第 1 項第 5 号及び第 6 号中「実情」を「実状」に改める。

第 4 条の次に次の 2 条を加える。

（療養病床を有する診療所の人員の基準）

第 5 条 法第 21 条第 2 項第 1 号の条例で定める療養病床を有する診療所の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- （1）看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が 4 又はその端数を増すごとに 1
- （2）看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が 4 又はその端数を増すごとに 1
- （3）事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた  
適当数

2 第 3 条第 2 項の規定は、前項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項について準用する。

（療養病床を有する診療所の施設の基準）

第 6 条 法第 21 条第 2 項第 3 号の条例で定める施設については、第 4

条第2号から第4号までの規定を準用する。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月1日前に開設されている診療所の建物（同日前から存するもの（同日において基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）による改正前の医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第3項に規定する療養型病床群に係る病床であって、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号）第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第35号）附則第6条の規定の適用を受けているものを有する診療所（同日以後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち、この条例による改正後の第6条において準用する第4条第2号から第4号までの規定に適合しない診療所については、当該規定は適用しない。

~~~~~

議 案 説 明

地方自治法施行令の一部改正に伴い、療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準を定めるほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 28 号

千葉市国民健康保険条例の一部改正について

千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

千葉市国民健康保険条例（昭和 61 年千葉市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「千葉市国民健康保険運営協議会」に改める。

「第 1 章 本市が行う国民健康保険」を「第 1 章 本市が行う国民健康保険の事務」に改める。

第 1 条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

「第 2 章 国民健康保険運営協議会」を「第 2 章 千葉市国民健康保険運営協議会」に改める。

第 2 条の見出しを「（千葉市国民健康保険運営協議会）」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会」を「協議会」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

本市が国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 11 条第 2 項の規定に基づき設置する国民健康保険事業の運営に関する協議会は、千葉市国民健康保険運営協議会（次項において「協議会」という。）とする。

第 5 条中「国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第 9 条中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第 29 条の 7 第 1 項」を「第 29 条の 7 第 1 項第 1 号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「政令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金

賦課被保険者」を「政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「同号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第10条各号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額
- イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（千葉県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額
- ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
- エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
- オ 保健事業に要する費用の額
- カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、

高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに千葉県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

第13条第1項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「見込数」を「数等を勘案して算定した数」に改め、同項第3号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「世帯の見込数」を「世帯の数等を勘案して算定した数」に、「見込数

に」を「数に」に改める。

第17条の2各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、千葉県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第17条の5第1項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「見込数」を「数等を勘案して算定した数」に改め、同項第3号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「属する世帯の見込数」を「属する世帯の数等を勘案して算定した数」に、「見込数に」を「数に」に改める。

第18条各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に

係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第21条第1項第2号及び第3号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「見込数」を「数等を勘案して算定した数」に改める。

第26条第1項第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同項第3号中「490,000円」を「500,000円」に改める。

第26条の3第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を添付して行わなければ」を「の添付を求められた場合においては、これを添付しなければ」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第9条、第10条第1号及び第2号、第13条第1項第2号及び第3号、第17条の2第1号及び第2号、第17条の5第1項第2号及び第3号、第18条第1号及び第2号、第21条第1項第2号及び第3号並びに第26条第1項第2号及び第3号の規定は、平成30年度以後の年度に係る保険料について適用し、平成29年度以前の年度に係る保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第26条の3第2項の規定は、この条例の施行の日以後の特例対象被保険者等に係る届出について適用し、同日前の特例対象被保険者等に係る届出については、なお従前の例による。



議 案 説 明

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課総額等の算定基準を改めるとともに、低所得者に対する保険料軽減措置を拡大するほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 29 号

千葉市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

千葉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

千葉市長 熊谷 俊人

千葉市条例第 号

千葉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

千葉市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年千葉市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 55 条第 1 項」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第 55 条第 1 項）」に改め、同条第 3 号中「第 55 条第 2 項第 1 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 4 号中「第 55 条第 2 項第 2 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の 1 号を加える。

- （5）法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。



議 案 説 明

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、後期高齢者医療保険に移行する際に国民健康保険の住所地特例の適用を受けている県外の施設入所者等を保険料を徴収する被保険者とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第30号

千葉市介護保険条例の一部改正について

千葉市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年2月20日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市介護保険条例の一部を改正する条例

千葉市介護保険条例（平成12年千葉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に改め、同条第1号中「30,900円」を「31,800円」に改め、同条第2号中「40,170円」を「41,340円」に改め、同条第3号中「46,350円」を「47,700円」に改め、同条第4号中「55,620円」を「57,240円」に改め、同条第5号中「61,800円」を「63,600円」に改め、同条第6号中「64,890円」を「66,780円」に改め、同号ア中「合計所得金額（」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（」に改め、「規定する合計所得金額」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。）」を加え、同条第7号中「67,980円」を「69,960円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同条第8号中「77,250円」を「79,500円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同条第9号中「92,700円」を「95,400円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同条第10号中「108,150円」を

「111,300円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同条第11号中「123,600円」を「127,200円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同条第12号中「139,050円」を「143,100円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同条第13号中「148,320円」を「152,640円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,620円とする。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条の規定は、平成30年度以後の年度に係る保険料率の算定について適用し、平成29年度以前の年度に係る保険料率の算定については、なお従前の例による。

~~~~~

#### 議 案 説 明

平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者の保険料率を定めるとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第 31 号

千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例等の一部改正について

千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準  
を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

千葉市長 熊谷俊人

## 千葉市条例第 号

千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例等の一部を改正する条例

(千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基  
準を定める条例の一部改正)

第 1 条 千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関す  
る基準を定める条例（平成 24 年千葉市条例第 66 号）の一部を次の  
ように改正する。

目次中

- 「第 5 節 基準該当居宅サービスに関する基準（第 42 条—第 46 条）」を
- 「第 5 節 共生型居宅サービスに関する基準（第 41 条の 2・第 41 条の 3）」
- 第 6 節 基準該当居宅サービスに関する基準（第 42 条—第 46 条）」に、
- 「第 5 節 削除」を
- 「第 5 節 共生型居宅サービスに関する基準（第 113 条—第 130 条）」に、
- 「第 6 節 基準該当居宅サービスに関する基準（第 181 条—第 187 条）」を
- 「第 6 節 共生型居宅サービスに関する基準（第 180 条の 2・第 180 条の 3）」
- 第 7 節 基準該当居宅サービスに関する基準（第 181 条—第 187 条）」に

改める。

第1条中「第42条第1項第2号」の次に「、第72条の2第1項第1号及び第2号」を加える。

第2条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 共生型居宅サービス 法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文に規定する指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

第10条中「居宅介護支援事業者」の次に「(法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)」を加える。

第14条第1項中「提供する者」の次に「(以下「居宅介護支援事業者等」という。)」を加える。

第28条第3項中「の各号」を削り、同項第2号の次に次の1号を加える。

(2) の2 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第35条の次に次の1条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第35条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所(千葉県指定居宅介護支援等条例第4条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第164条第2項において同じ。)の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第41条の2 訪問介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。)の事業を行う指定居宅介護事業者(千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及

び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第68号。以下この条、第113条及び第180条の2において「千葉市指定障害福祉サービス等条例」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条及び第180条の2において「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護事業所（千葉市指定障害福祉サービス等条例第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（千葉市指定障害福祉サービス等条例第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第41条の3 第4条、第5条（第1項を除く。）及び第6条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第5条第2項中「利用者（」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、）」と、「指定訪問介護及び」と

あるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス並びに」と読み替えるものとする。

第58条中「及び第31条」を「、第31条から第35条まで及び第36条」に改める。

第62条中「第36条まで」を「第35条まで、第36条」に、「第3章第4節」を「前節」に改める。

第64条第5項中「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定複合型サービス事業者」に、「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第68条第1項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第78条中「第31条から」の次に「第35条まで、第36条から」を加える。

第80条第1項中「、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

第80条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第81条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第89条中「、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。次条第1項及び第94条第3項において同じ。）」を削る。

第90条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削

る。

第91条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第94条第1項第1号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第3項を削る。

第95条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第112条中「第33条から」の次に「第35条まで、第36条から」を加える。

第7章第5節を次のように改める。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

第113条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（千葉県指定障害福祉サービス等条例第79条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（千葉県指定障害福祉サービス等条例第142条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（千葉県指定障害福祉サービス等条例第152条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第74号。以下この条において「千葉県指定通所支援条例」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（千葉県指定通所支援条例第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（千葉県指定通所支援条例第72条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児

を通過せる事業所において指定放課後等デイサービス（千葉県指定通所支援条例第71条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（千葉県指定障害福祉サービス等条例第79条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（千葉県指定障害福祉サービス等条例第142条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（千葉県指定障害福祉サービス等条例第152条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（千葉県指定通所支援条例第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（千葉県指定通所支援条例第72条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（千葉県指定障害福祉サービス等条例第78条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（千葉県指定障害福祉サービス等条例第141条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（千葉県指定障害福祉サービス等条例第151条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第114条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26



条、第27条、第33条から第35条まで、第36条から第38条まで、第40条、第55条、第98条、第100条及び第101条第4項並びに前節（第112条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第106条に規定する運営規程をいう。第33条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第27条及び第33条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第101条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第104条第2号、第105条第5項並びに第107条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第111条第2項第2号中「次条において準用する第19条第2項」とあるのは「第19条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第26条」とあるのは「第26条」と、同項第4号中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第37条第2項」と読み替えるものとする。

第115条から第130条まで 削除

第134条中「第36条まで」を「第35条まで、第36条」に改める。

第137条第1項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第141条第1項中「作業療法士」の次に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第147条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第152条第2項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス

又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第164条第2項中「（千葉県指定居宅介護支援等条例第4条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）」を削る。

第167条中「第33条から」の次に「第35条まで、第36条から」を加える。

第187条中「第36条まで」を「第35条まで、第36条」に、「第166条中「次条」とあるのは「第187条」を「第166条第2項第2号中「次条において準用する第19条第2項」とあるのは「第19条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第26条」とあるのは「第26条」と、同項第5号中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第37条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」に改める。

第9章中第6節を第7節とし、第5節の次に次の1節を加える。

#### 第6節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型短期入所生活介護の基準）

第180条の2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（千葉県指定障害福祉サービス等条例第102条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（千葉県指定障害福祉サービス等条例第98条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第180条の3 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第33条から第35条まで、第36条から第40条まで、第55条、第107条、第109条、第110条、第146条及び第148条並びに第9章第4節（第167条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第163条に規定する運営規程をいう。第151条第1項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第107条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第151条第1項中「第163条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第154条第3項、第155条第1項及び第162条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第166条第2項第2号中「次条において準用する第19条第2項」とあるのは「第19条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第26条」とあるのは「第26条」と、同項第5号中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第37条第2項」と、同項第6号中「次条において準

用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

第189条第1項第2号を削り、同項第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第3号とし、同項に次の1号を加える。

（4）介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第190条第1項第2号を削り、同項第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号イ中「食堂及び」を削り、同号を同項第3号とし、同項に次の1号を加える。

（4）介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第62号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第206条第1項及び第214条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

第190条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に改める。

第191条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第201条に次の1号を加える。

（4）介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第206条第1項第2号を削り、同項第3号中「平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下この号及び次号において「平成18年旧介護保険法」という。）に規定する指定介護療養型医療施設（平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。次号において同じ。）」に改め、「ユニット型指定介護療養型医療施設」の次に「（千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年千葉県条例第 号）第6条の規定による改正前の千葉県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第62号）第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。次号において同じ。）」を加え、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、同項に次の1号を加える。

- （4）介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第214条第2号を次のように改める。

- （2）ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第225条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

第232条第5項中「研修」を「身体的拘束等の適正化その他の高齢者虐待の防止に関する研修」に改める。

第236条及び第247条中「第33条から」の次に「第35条まで、第36条から」を加える。

第254条第1号中「利用料」の次に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に次の1号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第255条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第262条中「第34条」の次に「、第35条、第36条」を加える。

第264条中「から第36条まで」を「、第35条、第36条」に、「第12章第4節」を「前節」に改める。

第275条中「第34条」の次に「、第35条、第36条」を、「「利用者」と」の次に「、第32条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と」を加える。

附則に次の3条を加える。

第14条 第217条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第16条において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設

される指定特定施設をいう。以下この条から附則第16条までにおいて同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

第15条 第239条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

第16条 第219条及び第241条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

(千葉県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 千葉県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第11条第12項中「以下同じ。)」の次に「若しくは介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。)」を加え、

同項第1号中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第17条に次の1項を加える。

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

第24条第4項中「をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、「研修」を「身体的拘束等の適正化その他の高齢者虐待の防止に関する研修」に改める。

(千葉県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 千葉県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第12条第6項中「以下同じ。）」の次に「、介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）」を加え、同条第12項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

第16条に次の1項を加える。

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

第23条第4項中「をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、「研修」を「身体的拘束等の適正化その他の高齢者虐待の防止に関する研修」に改める。



(千葉県指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 千葉県指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第60号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)」を、「以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加え、同条第2項中「第44条第6項において同じ。」を削る。

第44条第6項の表中「指定介護療養型医療施設(療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。)を有する診療所であるものに限る。)」を「介護医療院」に改める。

第45条第3項中「及び73条」を「及び第73条」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第192条第2項」を「第192条第3項」に改める。

第46条、第60条第3項、第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に

1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

第81条第4項中「研修」を「身体的拘束等の適正化その他の高齢者虐待の防止に関する研修」に改める。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

(千葉県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 千葉県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項ただし書中「）及びユニット型介護老人保健施設を併設する場合」を「以下この項において同じ。）にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設」に改め、同条第6項中「以外の介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加え、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第3条第7項及び第4条第1項ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第15条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

第29条第4項中「第51条第5項」を「以下この項及び第51条第5項」に、「研修」を「身体的拘束等の適正化その他の高齢者虐待の防止に関する研修」に改める。

第44条第1項ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第46条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

第51条第5項中「研修」を「身体的拘束等の適正化その他の高齢者虐待の防止に関する研修」に改める。

附則第5条中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「第113号」を「第133号」に改める。

附則第6条から第9条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(千葉県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 千葉県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第62号）の一部を次のように改正する。

題名中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「設備及び」を「施設及び設備並びに」に改める。

目次中「総則（第1条—第2条）」を「趣旨、基本方針等（第1条—第3条）」に、「第3条」を「第4条」に、「設備に」を「施設及び設備に」に、「第4条—」を「第5条・」に、「第40条」を「第42条」に、「ユニット型指定介護療養型医療施設」を「ユニット型介護医療院」に改め、「並びに」の次に「施設、」を加え、「第41条・第42条」を「第43条・第44条」に、「第43条—第45条」を「第45条」に改める。

「第1章 総則」を「第1章 趣旨、基本方針等」に改める。

第1条中「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第

83号。以下「健康保険法等一部改正法」という。) 附則第130条の2第1項の規定による改正前の」を削り、「旧法」を「法」に、「第110条第1項及び第2項」を「第111条第1項から第3項まで」に改め、「基づき」の次に「、厚生労働省令で定めるもののほか」を加え、「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「設備及び」を「施設及び設備並びに」に改める。

第1条の2を削る。

第2条第1項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「わたる療養を必要とする要介護者」を「わたり療養が必要である者」に改め、「その他の世話」を削り、「の必要な医療」を「必要な医療並びに日常生活上の世話」に改め、同条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「入院患者」を「入所者」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に改め、同条第3項中「指定介護療養型医療施設は」を「介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気有し」に、「第42条第2項」を「第44条第2項」に改める。

第3章を次のように改める。

### 第3章 施設及び設備に関する基準

(条例で定める施設)

第5条 介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。

- (1) 談話室
- (2) 食堂
- (3) 浴室
- (4) レクリエーション・ルーム
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) サービス・ステーション
- (8) 調理室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 汚物処理室
- (11) 事務室

(12) 相談室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

(1) 談話室

入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

(2) 食堂

内法による測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上の面積を有すること。

(3) 浴室

ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

(4) レクリエーション・ルーム

レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

(5) 洗面所

身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

(6) 便所

身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

3 第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(構造設備の基準)

第6条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この条及び第45条において同じ。）とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物（建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。

以下この条及び第45条において同じ。)とすることができる。

ア 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設(以下の項及び第45条第4項において「療養室等」という。)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 消防長又は消防署長と相談の上、第32条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第32条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

(2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

(3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

(4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18(第1項第4号から第6号までを除く。)、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替え

るものとする。

(5) 階段には、手すりを設けること。

(6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 幅は、1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

(7) 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護医療院の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第3条第1項中「指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき」を「法第111条第2項の規定により厚生労働省令で定めることとされている医師及び看護師の員数のほか、同項の規定による介護医療院に置くべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する」に改め、

同項各号を次のように改める。

- (1) 薬剤師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者のうちⅠ型療養床の利用者（第3号において「Ⅰ型入所者」という。）の数を150で除した数に、介護医療院の入所者のうちⅡ型療養床の利用者（第3号において「Ⅱ型入所者」という。）の数を300で除した数を加えて得た数以上
- (2) 看護師又は准看護師（第12条第5項及び第52条第2項において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を6で除した数以上
- (3) 介護職員 常勤換算方法で、Ⅰ型入所者の数を5で除した数に、Ⅱ型入所者の数を6で除した数を加えて得た数以上
- (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適当数
- (5) 栄養士 入所定員100以上の介護医療院にあつては、1以上
- (6) 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- (7) 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適当数
- (8) 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適当数

第3条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前項」に、「入院患者」を「入所者」に改め、同項ただし書中「指定」を「許可」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項中「から第3項まで」を削り、「当該従業者」を「当該介護医療院の従業者」に、「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「指定介護療養型医療施設の」を「介護医療院の」に、「ことができる者をもって充てなければ」を「者でなければ」に改め、同項ただし書中「指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）及びユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合」を「介護医療院（ユニット型介護医療院（第43条に規定するユニッ



ト型介護医療院をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院」に、「入院患者」を「入所者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第8項中「第1項第5号、第3項第6号及び第6項」を「介護医療院」に改め、同項ただし書中「入院患者」を「入所者」に、「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「業務」を「職務」に、「とする」を「とし、介護支援専門員が次項に規定する医療機関併設型介護医療院の職務に従事する場合であって、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合は、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第1項第1号、第3号、第4号及び第6号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。）のうち、入所定員が19人以下のものをいう。以下この項において同じ。）の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される医療機関が病院の場合にあっては当該病院の薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により、併設される医療機関が診療所の場合にあっては当該診療所の医師により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を6で除した数以上

(3) 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた  
適当数

第3条第9項及び第10項を削り、第2章中同条を第4条とする。

第1章中第2条の次に次の1条を加える。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 療養床 療養室のうち、入所者1人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分をいう。

(2) I型療養床 療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であって、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものをいう。

(3) II型療養床 療養床のうち、I型療養床以外のものをいう。

第7条第1項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に、「患者」を「入所申込者」に、「第27条」を「第29条」に改め、同条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「患者」を「入所申込者」に改め、同条第3項中「前項」を「前項各号」に、「患者」を「入所申込者」に改め、同条第4項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「患者」を「入所申込者」に改め、同条第5項中「指定介護療養型医療施設は」を「介護医療院は」に、「患者」を「入所申込者」に改め、同項第1号中「規定する」を「掲げる」に、「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改め、同条第6項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「患者」を「入所申込者」に改める。

第8条中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に改める。

第9条中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「患者」を「入所申込者」に改め、「勘案し、」の次に「入所申込者に対し」を加え、「診療所等」を「診療所」に改める。

第10条第1項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に、「確かめなければならない」を「確かめるものとする」に改め、同条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改め、「被保険者証に」の次に「法第73条第2項に規定する」を加え、「指定介護療

「介護施設サービス」を「介護医療院サービス」に改める。

第11条第1項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「入院」を「入所」に、「患者」を「入所申込者」に、「申請」を「当該申請」に改め、同条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「入院患者」を「入所者」に改める。

第12条の見出しを「(入退所)」に改め、同条第1項中「指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、指定介護療養施設サービス」を「介護医療院は、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービス」に改め、同条第2項中「指定介護療養型医療施設は、入院の申込みを行っている患者の数が入院患者の定員から入院患者」を「介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に、「患者を」を「入所申込者を」に、「入院させる」を「入所させる」に改め、同条第3項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「患者の入院」を「入所申込者の入所」に改め、「指定居宅サービス等」の次に「(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。第28条において同じ。)」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

第12条第5項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「患者の退院」を「入所者の退所」に、「その者」を「入所者」に、「退院後」を「退所後」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定による検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

第13条第1項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「入院に際しては、入院」を「入所に際しては入所」に、「入院している」を「入所している」に、「退院」を「退所」に、「当該患者」を「入所者」に改め、同条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に改める。

第14条第1項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「旧法」を「法」に改め、「により施設介護サービス費」の次に「（同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この項及び第46条第1項において同じ。）」を加え、「入院患者」を「入所者」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に、「同条第2項」を「法第48条第2項」に、「とする。以下」を「とする。次項及び第46条において」に、「当該施設に」を「当該介護医療院に」に、「得た」を「得られた」に改め、同条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に、「入院患者」を「入所者」に改め、同条第3項中「指定介護療養型医療施設は」を「介護医療院は」に改め、同項第1号及び第2号中「旧法」を「法」に、「入院患者」を「入所者」に、「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改め、同項第3号中「入院患者」を「入所者」に、「病室」を「療養室」に改め、同項第4号中「入院患者」を「入所者」に改め、同項第6号中「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に、「その入院患者」を「入所者」に改め、同条第5項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「入院患者又は家族」を「入所者又はその家族」に、「入院患者の」を「入所者の」に改める。

第15条中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に、「患者」を「入所者」に改める。

第16条の見出し中「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に改め、同条第1項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「入院患者」を「入所者」に改め、同条第2項中「指

定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に改め、同条第3項及び第4項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に、「入院患者」を「入所者」に改め、同条第5項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改め、「前項の」を削り、「入院患者」を「入所者」に改め、同条第6項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

第17条第1項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改め、同条第2項中「第26条」を「第28条」に、「入院患者」を「入所者」に改め、「当該」を削り、同条第3項中「入院患者」を「入所者」に改め、同条第4項中「に規定する」を「の規定による」に、「以下この条」を「次項及び第9項」に、「入院患者」を「入所者」に改め、同条第5項及び第6項中「入院患者」を「入所者」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に改め、同条第7項から第9項までの規定中「入院患者」を「入所者」に改め、同条第10項中「以下この項」を「第2号」に、「入院患者」を「入所者」に改め、同条第11項第1号中「入院患者が」を「入所者が法第28条第2項に規定する」に改め、同項第2号中「入院患者が」を「入所者が法第29条第1項に規定する」に改める。

第18条中「ほか、厚生労働大臣が定める基準によらなければならない」を「ものとする」に改め、同条第1号中「診療の」を削り、同条第2号中「入院患者」を「入所者」に改め、同条第3号中「入院患者」を「入所者」に、「病状及び心身の状況並びに日常生活及び」を「心身の状況、病状、」に改め、「環境」の次に「等」を加え、同条

第4号中「入院患者」を「入所者」に改め、同条第5号中「又は新しい」を「、新しい」に改め、同条第6号中「入院患者」を「入所者」に改め、同条第7号を削る。

「第5章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準」を「第5章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準」に改める。

「第2節 設備に関する基準」を「第2節 施設及び設備に関する基準」に改める。

第44条及び第45条を削る。

第43条の前の見出しを削り、同条第1項中「ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット、機能訓練室、浴室及び事務室」を「ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) サービス・ステーション
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 事務室
- (8) 相談室

第43条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

第43条第2項第1号アを削り、同号イ中「入院患者」を「入居者」に改め、同号イを同号アとし、同号ウ（ア）中「病室ごとに設けるか」を「療養室ごと」に改め、同号ウ（イ）中「の使用に」を「が使用するのに」に改め、同号ウを同号イとし、同号エを削り、同号に次のように加える。

ウ 便所

療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

第43条第2項第2号から第4号までを削り、同項に次の1号を加

える。

## (2) 浴室

ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

第43条第3項中「から第4号まで」を削り、「ユニット型指定介護療養型医療施設」を「ユニット型介護医療院」に改め、同項ただし書中「入院患者」を「入居者」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 前3項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の構造設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）

は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

ア 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 消防長又は消防署長と相談の上、第54条において準用する第32条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第54条において準用する第32条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

(2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

(3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないよう

に避難階段を2以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

(4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

(5) 階段には、手すりを設けること。

(6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 幅は、1.8メートル（中廊下にあっては、2.7メートル）以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあっては、1.8メートル）以上とすることができる。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

(7) 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

5 前項第1号の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護医療院の建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるとき



は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第5章第2節中第43条を第45条とする。

第42条第1項中「ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者」を「ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者」に、「その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入院前」を「入居前」に、「入院後」を「入居後」に改め、「その他の世話」を削り、「の必要な医療」を「必要な医療並びに日常生活上の世話」に、「入院患者が」を「入居者が」に改め、同条第2項中「ユニット型指定介護療養型医療施設」を「ユニット型介護医療院」に改め、第5章第1節中同条を第44条とする。

第41条中「ユニット型指定介護療養型医療施設」を「ユニット型介護医療院」に、「病室」を「療養室」に、「入院患者」を「入居者」に、「以下同じ。）に」を「第45条第2項及び第49条第4項において同じ。）に」に、「指定介護療養型医療施設を」を「介護医療院を」に改め、「並びに」の次に「施設、」を加え、同条を第43条とする。

第40条第1項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「設備構造」を「構造設備」に改め、同条第2項中「指定介護療養型医療施設は、入院患者」を「介護医療院は、入所者」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に改め、「の各号」を削り、同項第6号中「第38条第3項」を「第40条第3項」に改め、

同号を同項第7号とし、同項第5号中「第36条第2項」を「第38条第2項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「第23条に規定する」を「第25条の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「入院患者」を「入所者」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第12条第4項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

第4章中第40条を第42条とする。

第39条中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に改め、同条を第41条とする。

第38条第1項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改め、「の各号」を削り、同条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「入院患者」を「入所者」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に改め、同条第3項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改め、同条第4項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「入院患者」を「入所者」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に改め、同条を第40条とする。

第37条第1項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改め、同条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に、「入院患者」を「入所者」に改め、同条を第39条とする。

第36条第1項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に、「入院患者」を「入所者」に改め、同条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改め、同条第3項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に、「旧法」を「法」に、「入院患者」を「入所者」に改め、同条第4項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改

め、同条第5項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に、「入院患者」を「入所者」に改め、「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、「旧法第176条第1項第2号」を「法第176条第1項第3号」に改め、同条第6項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改め、同条を第38条とする。

第35条第1項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「当該施設」を「当該介護医療院」に改め、同条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「当該施設」を「当該介護医療院」に、「退院患者」を「退所者」に改め、同条を第37条とする。

第34条中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「入院患者」を「入所者」に改め、同条を第36条とする。

第33条中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改め、「体制」の次に「、協力病院」を加え、「関する」を「資すると認められる」に改め、同条を第35条とする。

第32条の見出しを「（協力病院）」に改め、同条中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

第32条を第34条とする。

第31条第1項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「入院患者」を「入所者」に改め、同条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改め、「の各号」を削り、同条に次の1項を加える。

3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別表第1の2及び別表第1の3の規定を準用する。この場合において、同令第9条の8第1項中「法第15条の2の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第2項中「法第15条の2の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」

と、同令第9条の9第1項中「法第15条の2の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、同令第9条の12中「法第15条の2の規定による第9条の7に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、同令第9条の13中「法第15条の2の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

- (1) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第5条第2項第2号ロ及び第45条第2項第2号ロに規定する検体検査の業務
- (2) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務
- (4) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定により高圧ガスを製造し、又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）第31条を第33条とする。

第30条第1項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改め、同条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「入院患者」を「入所者」に改め、同条を第32条とする。

第29条中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「入院患者の定員及び病室」を「入所定員及び療養室」に、「入院させて」を「入所させて」に改め、同条を第31条とする。

第28条第1項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「入院患者」を「入所者」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に改め、同条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「当該施設」を「当該介護医療院」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に改め、同項ただし書中「入院患者」を「入所者」に改め、同条第3項中「指定介護療

養型医療施設」を「介護医療院」に改め、同条第4項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「第52条第5項」を「以下の項及び第52条第5項」に、「研修」を「身体的拘束等の適正化その他の高齢者虐待の防止に関する研修」に改め、同条を第30条とする。

第27条中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「以下」を「第35条において」に改め、同条第1号中「事業」を「施設」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 入所定員（Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。）

第27条第4号中「入院患者に対する指定介護療養施設サービス」を「入所者に対する介護医療院サービス」に改め、同条を第29条とする。

第26条第1号中「入院の申込みを行っている患者の入院」を「入所申込者の入所」に改め、同条第4号中「第38条第3項」を「第40条第3項」に、「記録する」を「の記録を行う」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「第36条第2項」を「第38条第2項」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「入院患者の退院」を「入所者の退所」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

第26条を第28条とする。

第25条第1項及び第2項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあつては、この限りでない。

第25条を第27条とし、第24条を削る。

第23条の見出し中「患者」を「入所者」に改め、同条中「指定介

介護療養型医療施設は、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院は、介護医療院サービス」に、「入院患者」を「入所者」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

(管理者による管理)

第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第65号）第130条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同条例第151条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

第22条中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「入院患者」を「入所者」に改め、同条を第24条とする。

第21条中「入院患者」を「入所者」に改め、同条を第22条とし、同条の次に次の1条を加える。

(相談及び援助)

第23条 介護医療院は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

第20条第1項中「入院患者」を「入所者」に改め、同条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「入院患者」を「入所者」に改め、同条第3項中「指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況」を「介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等」に改め、同条第4項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「入院患者」を「入所者」に改め、同条第5項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改

め、同条第6項及び第7項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「入院患者」を「入所者」に改め、同条を第21条とする。

第19条中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に、「入院患者」を「入所者」に改め、「必要に応じて」を削り、同条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

第46条第1項及び第2項中「ユニット型指定介護療養型医療施設」を「ユニット型介護医療院」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に、「入院患者」を「入居者」に改め、同条第3項中「ユニット型指定介護療養型医療施設は」を「ユニット型介護医療院は」に改め、同項第1号及び第2号中「旧法」を「法」に、「入院患者」を「入居者」に、「ユニット型指定介護療養型医療施設」を「ユニット型介護医療院」に改め、同項第3号中「入院患者」を「入居者」に、「病室」を「療養室」に改め、同項第4号中「入院患者」を「入居者」に改め、同項第6号中「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に、「その入院患者」を「入居者」に改め、

同条第5項中「ユニット型指定介護療養型医療施設」を「ユニット型介護医療院」に、「入院患者」を「入居者」に改める。

第47条の見出し中「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に改め、同条第1項から第4項までの規定中「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に、「入院患者」を「入居者」に改め、同条第5項及び第6項中「ユニット型指定介護療養型医療施設」を「ユニット型介護医療院」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に、「入院患者」を「入居者」に改め、同条第7項中「ユニット型指定介護療養型医療施設」を「ユニット型介護医療院」に改め、「前項の」を削り、「入院患者」を「入居者」に改め、同条第8項中「ユニット型指定介護療養型医療施設」を「ユニット型介護医療院」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

第48条第1項中「入院患者が」を「入居者が」に、「入院患者の病状及び心身の状況」を「入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境」に改め、同条第2項中「ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者」を「ユニット型介護医療院は、入居者」に、「入院患者が、その病状及び心身の状況」を「入居者が、その心身の状況、病状、その置かれている環境」に改め、同条第3項中「ユニット型指定介護療養型医療施設」を「ユニット型介護医療院」に、「入院患者」を「入居者」に改め、同条第4項中「ユニット型指定介護療養型医療施設」を「ユニット型介護医療院」に、「入院患者の病状及び心身の状況」を「入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等」に改め、同条第5項中「ユニット型指定介護療養型医療施設」を「ユニ



ット型介護医療院」に、「入院患者」を「入居者」に改め、同条第6項中「ユニット型指定介護療養型医療施設」を「ユニット型介護医療院」に改め、同条第7項中「ユニット型指定介護療養型医療施設」を「ユニット型介護医療院」に、「入院患者」を「入居者」に改め、同条第8項中「ユニット型指定介護療養型医療施設」を「ユニット型介護医療院」に、「入院患者」を「入居者」に、「その」を「入居者の」に改める。

第49条第1項中「ユニット型指定介護療養型医療施設」を「ユニット型介護医療院」に、「入院患者」を「入居者」に改め、同条第2項中「ユニット型指定介護療養型医療施設」を「ユニット型介護医療院」に、「入院患者の心身の状況」を「入居者の心身の状況、症状、その置かれている環境等」に改め、同条第3項及び第4項中「ユニット型指定介護療養型医療施設」を「ユニット型介護医療院」に、「入院患者」を「入居者」に改める。

第50条中「ユニット型指定介護療養型医療施設」を「ユニット型介護医療院」に、「入院患者」を「入居者」に改める。

第51条中「ユニット型指定介護療養型医療施設」を「ユニット型介護医療院」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。）

第51条第4号中「入院患者の定員」を「入居定員」に改め、同条第5号中「入院患者」を「入居者」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に改める。

第52条第1項中「ユニット型指定介護療養型医療施設」を「ユニット型介護医療院」に、「入院患者」を「入居者」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に改め、同条第2項中「入院患者」を「入居者」に改め、「の各号」を削り、同条第3項中「ユニット型指定介護療養型医療施設」を「ユニット型介護医療院」に、「指定介護療養施設サービスを」を「介護医療院サービスを」に改め、同項ただし書中「入院患者」を「入居者」に、「指定介護療養施設サービス」を「介護医療院サービス」に改め、同条第4項中「ユ

「ユニット型指定介護療養型医療施設」を「ユニット型介護医療院」に、「ための」を「ために、その」に改め、同条第5項中「ユニット型指定介護療養型医療施設」を「ユニット型介護医療院」に、「研修」を「身体的拘束等の適正化その他の高齢者虐待の防止に関する研修」に改める。

第53条中「ユニット型指定介護療養型医療施設」を「ユニット型介護医療院」に、「入院患者の定員及び病室」を「入居定員及び療養室」に、「入院させて」を「入居させて」に改める。

第54条を次のように改める。

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と読み替えるものとする。

(千葉県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 千葉県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第63号)の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合、特別養護老人ホーム及び」を「にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員(第40条第2項(第52条において準用する場合を含む。))の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。)、特別養護老人ホームに」に改め、「)を併設する場合」の次に「の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員」を加え、

「及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合又は地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の介護職員及び看護職員（第40条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」を「にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員」に改める。

第7条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）緊急時等における対応方法

第11条第7項中「介護老人保健施設をいう。以下同じ。）」の次に「若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）」を加える。

第12条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第15条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

第22条の次に次の1条を加える。

（緊急時等の対応）

第22条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第11条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第24条第4項中「第40条第5項」を「以下この項及び第40条

第5項」に、「研修」を「身体的拘束等の適正化その他の高齢者虐待の防止に関する研修」に改める。

第34条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第36条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

第40条第5項中「研修」を「身体的拘束等の適正化その他の高齢者虐待の防止に関する研修」に改める。

第45条第9項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

附則第5条から第7条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(千葉県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 千葉県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項ただし書中「及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合」を「にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第51条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」に、「指定介護老人福祉施設及び」を「指定介護老人福祉施設に」に改め、「第65号。」の次に「以下この項及び」を加え、「）を併設する場合」を「以下この項において同じ。）を併設

する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に、「第51条第2項」を「千葉県指定地域密着型サービス条例第187条第2項」に改める。

第7条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第14条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

第23条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第23条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第3条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第27条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第28条第4項中「第51条第5項」を「以下この項及び第51条第5項」に、「研修」を「身体的拘束等の適正化その他の高齢者虐待の防止に関する研修」に改める。

第46条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

第50条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第51条第5項中「研修」を「身体的拘束等の適正化その他の高齢者虐待の防止に関する研修」に改める。

附則第5条から第7条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第65号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を

「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20の2・第59条の20の3）」に

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

改める。

第1条中「いう。）」の次に「第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに」を加える。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文に規定する指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第6条第2項ただし書中「第1項第4号ア」を「前項第4号ア」に、「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「の各号」及び「、午後6時から午前8時までの間において」

を削り、同項第11号を次のように改める。

(11) 介護医療院

第6条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第39条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改める。

第47条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第59条の25中「9人」を「18人」に改める。

第59条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第59条の38中「第34条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第68号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第79条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第142条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第152条第1項に

規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。））、指定児童発達支援事業者（千葉市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第74号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。））を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。））を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第72条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第71条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。））を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第79条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。））、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第142条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。））、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第152条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。））、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。））又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第72条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第78条に規定する指定生活介護をいう。））、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第141条に規定する指定自立訓練



(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第151条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の20の3において準用する第59条の12に規定する運営規程をいう。第59条の20の3において準用する第34条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」と

あるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の5第4項」と、第59条の19第2項第2号から第4号までの規定中「次条」とあるのは「第59条の20の3」と、同項第5号中「前条第2項」とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の18第2項」と、同項第6号中「第59条の17第2項」とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の17第2項」と読み替えるものとする。

第61条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加え、同条第2項中「指定介護療養型医療施設」の次に「（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第130条第7項及び第151条第8項において同じ。）」を、「第82条第7項」の次に「及び第191条第8項」を加える。

第82条第1項中「及び当該本体事業所」を「並びに当該本体事業所」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表中「指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する診療所であるものに限る。）」を「介護医療院」に改

め、同条第7項中「（以下）」の次に「この章において」を加える。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第192条第2項」を「第192条第3項」に改める。

第84条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第92条第6号中「前項の」を「前号に規定する」に改める。

第103条第3項、第111条第2項及び第112条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第117条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

第123条第4項中「研修」を「身体的拘束等の適正化その他の高齢者虐待の防止に関する研修」に改める。

第125条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第130条第4項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第138条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

第146条第5項中「研修」を「身体的拘束等の適正化その他の高

「年齢者虐待の防止に関する研修」に改める。

第151条第3項ただし書中「）及び」を「）に」に、「）第42条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合」を「。以下この項において「指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第42条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準条例第51条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」に、「及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

（4）介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第153条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

第165条の次に次の1条を加える。

（緊急時等の対応）

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに

入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第169条第4項中「研修」を「身体的拘束等の適正化その他の高齢者虐待の防止に関する研修」に改める。

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第187条第5項中「研修」を「身体的拘束等の適正化その他の高齢者虐待の防止に関する研修」に改める。

第191条第1項中「(本体事業所)」を「(第82条第7項に規定する本体事業所)」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。))の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事

業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「(本体事業所)」を「(第82条第7項に規定する本体事業所)」に改め、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第7項第4号を次のように改める。

#### (4) 介護医療院

第191条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第199条第1項において「研修修了者」という。)を置くことができる。

第191条第8項ただし書中「前項各号」を「第7項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機

能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第194条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」を加え、同条第

2 項第 1 号中「、登録定員」を「登録定員」に、「利用定員）」を「利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては 12 人）」に改め、同項第 2 号中「9 人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6 人）」を加える。

第 195 条第 2 項第 2 号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第 199 条第 1 項中「介護支援専門員」の次に「（第 191 条第 13 項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第 202 条中「の活動状況」との次に「、第 87 条中「第 82 条第 12 項」とあるのは「第 191 条第 13 項」と」を加える。

附則第 4 条中「この条」の次に「及び附則第 6 条」を、「）又は療養病床」の次に「（医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）」を加え、「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 36 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 5 条及び第 6 条中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 36 年 3 月 31 日」に改める。

附則に次の 2 条を加える。

第 7 条 第 130 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行つて指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着



型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

第8条 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

（千葉県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第10条 千葉県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第67号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第7節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第165条  
一第171条）」を

「第7節 共生型介護予防サービスに関する基準（第164条の

2・第164条の3)

第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第165条  
一第171条）に

改める。

第1条中「第54条第1項第2号及び」を「第54条第1項第2号、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに」に改める。

第2条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 共生型介護予防サービス 法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文に規定する指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

第79条第1項中「、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

第79条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第80条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第87条中「、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第88条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第89条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第91条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第95条第3項を削る。

第118条第1項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第129条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「もの（以下）」の次に「この節及び次節において」を加える。

第9章中第7節を第8節とし、第6節の次に次の1節を加える。

#### 第7節 共生型介護予防サービスに関する基準

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第164条の2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第68号。以下この条において「千葉市指定障害福祉サービス等条例」という。）第102条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（千葉市指定障害福祉サービス等条例第98条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。

- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第164条の3 第50条の3から第50条の7まで、第50条の9、第50条の10、第50条の13、第51条の2、第51条の3、第53条、第54条の4から第54条の11まで、第120条の2、第120条の4、第128条、第130条並びに第9章第4節（第142条を除く。）及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第54条の4中「第54条」とあるのは「第164条の3において準用する第138条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（第164条の3において準用する第120条の2第3項、第133条第1項及び第137条において「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第120条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第133条第1項中「第138条」とあるのは「第164条の3において準用する第138条」と、同項及び第137条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第141条第2項第2号中「次条」とあるのは「第164条の3」と、同項第3号中「第136条第2項」とあるのは「第164条の3において準用する第136条第2項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第164条の3」と、第144条第1項中「第128条」とあるのは「第164条の3において準用する第128条」と、「前条」

とあるのは「第164条の3において準用する前条」と読み替えるものとする。

第173条第1項第2号を削り、同項第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第3号とし、同項に次の1号を加える。

（4）介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第174条第1項第2号を削り、同項第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号イ中「食堂及び」を削り、同号を同項第3号とし、同項に次の1号を加える。

（4）介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第62号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第191条第1項及び第195条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

第174条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に改める。

第175条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第179条に次の1号を加える。

（4）介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第191条第1項第2号を削り、同項第3号中「平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下この項において「平成18年旧介護保険法」という。）に規定する指定介護療養型医療施設（平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。次号において同じ。）」に改め、「ユニット型指定介護療養型医療施設」の次に「（千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年千葉県条例第 号）第6条の規定による改正前の千葉県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第62号）第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。次号において同じ。）」を加え、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、同項に次の1号を加える。

- （4）介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第195条第2号を次のように改める。

- （2）ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第211条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- （2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

第213条第5項中「研修」を「身体的拘束等の適正化その他の高齢者虐待の防止に関する研修」に改める。

第225条中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第250条第1号中「利用料」の次に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に次の1号を加える。

(7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第251条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則に次の3条を加える。

第14条 第203条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第16条において同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下この条から附則第16条までにおいて同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護  
予防特定施設の実情に応じた適當数

第15条 第227条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院  
又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当  
該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外  
部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行  
う医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適當数とする。

第16条 第205条及び第229条の規定にかかわらず、療養病床  
等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療  
養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に  
転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場  
合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される  
介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用  
することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用  
者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併  
設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことが  
できる。

(千葉県指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予  
防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を  
定める条例の一部改正)

第11条 千葉県指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定  
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する  
基準を定める条例(平成27年千葉県条例第13号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第3条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び  
社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)  
第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を  
加える。

第6条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予



防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第32条第9号中「ために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ」を加え、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第32条第21号中「以下」を「次号及び第22号において」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

（千葉県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第12条 千葉県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年千葉県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第4条第1項中「（以下次条第2項を除き、単に「介護支援専門員」という。）」を削る。

第5条第2項中「介護支援専門員」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員」に改める。

第6条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第15条第9号ただし書中「ただし、」の次に「利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他の」を加え、同条第13号の次に次の1号を加える。

(13) の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

第15条第14号中「前号」を「第13号」に改め、同条第18号

の次に次の1号を加える。

(18)の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第15条第19号中「医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）」を「医師等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(19)の2 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第254条第1号の改正規定、第10条中千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第250条第1号の改正規定及び第12条中千葉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第15条第18号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

##### （経過措置）

第2条 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第1条の規定による改正前の千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下この条において「旧指定居宅サービス等基準条例」という。）第89条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を

除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。)が行うものについては、旧指定居宅サービス等基準条例第89条から第91条まで及び第94条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

第3条 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床（以下「療養病床」という。）等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条から附則第6条までにおいて同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。附則第6条において同じ。）については、第6条の規定による改正後の千葉県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の介護医療院基準条例」という。）第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。

第4条 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての改正後の介護医療院基準条例第6条第1項及び第45条第4項第2号の規定の適用については、改正後の介護医療院基準条例第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、

100平方メートル) 以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

第5条 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、改正後の介護医療院基準条例第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル(中廊下にあつては、1.6メートル)以上とする。

第6条 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って開設する介護老人保健施設(以下この条から附則第8条までにおいて「介護療養型老人保健施設」という。)を開設した場合であつて、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、改正後の介護医療院基準条例第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。

第7条 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての改正後の介護医療院基準条例第6条第1項及び第45条第4項第2号の規定の適用については、改正後の介護医療院基準条例第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあつては、100平方メートル) 以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることが

できる」とする。

第8条 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、改正後の介護医療院基準条例第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル（中廊下にあっては、1.6メートル）以上とする。

第9条 この条例の施行の際現に介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第10条の規定による改正前の千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下この条において「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。）第87条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、旧指定介護予防サービス等基準条例第87条から第89条まで及び第95条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

第10条 平成33年3月31日までの間は、第12条の規定による改正後の千葉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を千葉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第5条第1項に規定する管理者とすることができる。



## 議 案 説 明

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、共生型サービス及び介護医療院に関する基準を定めるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第 3 2 号

心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について  
心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

## 千葉市条例第 号

心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 4 8 年千葉市条例第  
2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「の属する世帯」を「及び当該対象者と同一の世帯に  
属する者」に改め、「所得割の額」の次に「（地方自治法（昭和 2 2 年  
法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項に規定する指定都市により課さ  
れている場合にあつては、地方税法第 3 1 4 条の 3 第 1 項に規定する所  
得割の税率を 1 0 0 分の 6 として算出した所得割の額）の合計額」を加  
える。

### 附 則

- 1 この条例は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 4 条第 3 項の規定は、この条例の施行の  
日以後の治療に係る医療費の助成について適用し、同日前の治療に係  
る医療費の助成については、なお従前の例による。

~~~~~

議 案 説 明

個人市民税の所得割の税率の改定に伴い、一部負担金に係る基準に
ついて所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするもので
あります。

議案第 33 号

千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年千葉市条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

目次中

- | | | |
|--------|-----------------------------|----|
| 「第 5 節 | 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 44 条— | を |
| | 第 48 条） | 」 |
| 「第 5 節 | 共生型障害福祉サービスに関する基準（第 43 条の 2 | |
| | —第 43 条の 4） | |
| 第 6 節 | 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 44 条— | に、 |
| | 第 48 条） | 」 |
| 「第 5 節 | 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 95 条— | を |
| | 第 97 条） | 」 |
| 「第 5 節 | 共生型障害福祉サービスに関する基準（第 94 条の 2 | |
| | —第 94 条の 5） | |
| 第 6 節 | 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 95 条— | に、 |
| | 第 97 条） | 」 |
| 「第 5 節 | 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 110 条 | を |
| | ・第 111 条） | 」 |

- 「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第109条の2—第109条の4）」
- 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第110条・第111条）」
- 「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第149条—第150条）」
- 「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第148条の2—第148条の4）」
- 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第149条—第150条）」
- 「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第159条—第160条）」
- 「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第158条の2—第158条の4）」
- 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第159条—第160条）」
- 「第167条」を「第166条の2」に、
- 「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第190条—第193条）」
- 第13章 共同生活援助」
- 「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第190条—第193条）」
- 第13章 就労定着支援
- 第1節 基本方針（第193条の2）
- 第2節 人員に関する基準（第193条の3・第193条の4）
- 第3節 設備に関する基準（第193条の5）
- 第4節 運営に関する基準（第193条の6—第193条の12）」
- 第14章 自立生活援助
- 第1節 基本方針（第193条の13）」

第2節 人員に関する基準（第193条の14・第193条の15）

第3節 設備に関する基準（第193条の16）

第4節 運営に関する基準（第193条の17—第193条の20）

第15章 共同生活援助

「第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を

「第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第200条の2・第200条の3）

第2款 人員に関する基準（第200条の4・第200条の5）に、

第3款 設備に関する基準（第200条の6）

第4款 運営に関する基準（第200条の7—第200条の11）

第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

「第200条の2・第200条の3」を「第200条の12・第200条の13」に、「第200条の4・第200条の5」を「第200条の14・第200条の15」に、「第200条の6」を「第200条の16」に、「第200条の7—第200条の12」を「第200条の17—第200条の22」に、「第14章」を「第16章」に改める。

第1条中「第30条第1項第2号イ」の次に「、第41条の2第1項第1号及び第2号」を加える。

第2条第3号中「第5条第21項」を「第5条第23項」に改め、同条第16号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「、指定通所支援等基準条例第80条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同条第17号とし、同条中第15号を第

16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

第3条第1項中「第13章」を「第15章」に改める。

第5条第1項中「第200条の2」を「第200条の12」に、「第200条の10第2項」を「第200条の20第2項」に改める。

第48条第1項及び第2項中「前節」を「第4節」に改める。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第43条の2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第66号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業員の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第43条の3 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業

者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第43条の4 第4条（第3項及び第4項を除く。）、第5条第2項及び第3項、第6条並びに前節（第43条を除く。）の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第43条の4において準用する第31条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第43条の4において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第43条の4において準用する第21条第2項」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第43条の4において準用する次条第1項」と、第26条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第43条の4において準用する第5条第2項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第43条の4において準用する第26条」と、第31条中「第35条」とあるのは「第43条の4において準用する第35条」と、第32条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護（共生型重度訪問介護の事業にあつては、食事等の介護、外出時における移動中の介護）」と読み替えるものとする。

第86条の次に次の1条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第86条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・

生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第95条第1号中「指定通所介護事業者（千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第66号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第99条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第65号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第98条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）」を「指定通所介護等」に改め、同条第2号中「指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）」を「指定通所介護事業所等」に改め、「（指定居宅サービス等基準条例第101条第2項又は指定地域密着型サービス基準条例第59条の5第2項に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）」を削る。

第96条中「の各号」を削り、「指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第

191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第110条、第149条の2及び第159条の2において）」に、「指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第81条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第190条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下）」を「指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第110条、第149条の2及び第159条の2において）」に、「指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項又は第191条第1項に規定する通いサービスをいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第110条、第149条の2及び第159条の2において）」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という）」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第110条、第149条の2及び第159条の2において同じ）」に改め、同条第1号中「指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項又は第191条第1項に規定する登録者をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者を除く。第149条の2及び第159条の2において）」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下）」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第110条、第

149条の2及び第159条の2において」に改め、同条第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第3号中「指定地域密着型サービス基準条例第86条第2項第1号又は第195条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂を除く。第149条の2及び第159条の2において」に改める。

第97条中「第83条第2項中」を「同条第3項中」に改める。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第94条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型生活介護」という。)の事業を行う指定児童発達支援事業者(指定通所支援等基準条例第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援等基準条例第72条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定児童発達支援事業所(指定通所支援等基準条例第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第201条において同じ。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援等基準条例第72条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第201条において同じ。)(以下「指定児童発達支援事業所等」という。)の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援(指定通所支援等基準条例第4条に規定する指定児童発達支援をいう。)又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援等基準条例第71条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)(以下「指定児童発達支援等」という。)を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であると

した場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第94条の3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第65号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第101条第2項又は指定地域密着型サービス基準条例第59条の5第2項に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第98条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等

の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第94条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第60号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模

多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項若しくは第191条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第148条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第158条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援等基準条例第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援等基準条例第77条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第148条の3及び第158条の3において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第96条において同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、18人）以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第81条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第190条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定

介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項若しくは第191条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第148条の3及び第158条の3において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第86条第2項第1号若しくは第195条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第82条若しくは第191条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する

基準を満たしていること。

- (5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第94条の5 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第74条から第76条まで、第78条、第80条及び前節（第94条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第94条の5において準用する第90条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第94条の5において準用する第83条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第94条の5において準用する第83条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第94条の5において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第94条の5において準用する前条」と、第76条第2項第1号中「第59条」とあるのは「第94条の5において準用する第59条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第94条の5において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第94条の5において準用する第89条」と、同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第94条の5において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第94条の5」と、第90条中「第93条」とあるのは「第94条の5において準用する第93条」と読み替えるものとする。

第99条第1項第2号中「規定する指定共同生活援助事業者」の次に「、第200条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援

助事業者」を加え、「第200条の4第1項」を「第200条の14第1項」に改め、同号ア中「第194条に規定する指定共同生活援助」の次に「、第200条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助」を加え、「第200条の2」を「第200条の12」に改め、「規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）」の次に「、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第200条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）」を加え、「第200条の4第1項」を「第200条の14第1項」に改め、同条第2項第2号中「事業者等」の次に「（第200条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）」を加え、同号ア中「自立訓練（生活訓練）等」の次に「（第200条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）」を加え、「自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数及び」を「自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。）の利用者の数及び」に改め、同条第3項第1号中「第195条第1項に規定する」を削り、「第200条の4第1項に規定する」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、」に改め、同号ア中「規定する指定共同生活援助」の次に「、第200条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助」を加え、「第200条の2」を「第200条の12」に改める。

第108条中「の各号」を削り、同条第2号中「第200条の4第1項」を「第200条の14第1項」に改める。

第110条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第5章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)

第109条の2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第147条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（千葉県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第67号。以下「指定介護予防居宅サービス等基準条例」という。）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第147条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防居宅サービス等基準条例第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積を、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第146条に規定する指定短期入所生活介護をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防居宅サービス等基準条例第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第109条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準条例第86条第2項第2号ウ若しくは第195条第2項第2号ウ又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第48条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第82条第5項若しくは第191条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。）の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第109条の4 第9条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第29条、第36条から第42条まで、第51条、第61条、第67条、第69条から第

71条まで、第74条、第75条、第88条、第91条から第93条まで、第98条及び前節（第108条及び第109条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第109条の4において準用する第107条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第109条の4において準用する第104条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第109条の4において準用する第104条第2項」と、第93条中「前条」とあるのは「第109条の4において準用する前条」と読み替えるものとする。

第113条第4項中「専任かつ」を削る。

第119条第1項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第120条の見出し中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第1項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「から第3項まで」を「及び第2項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第4項とする。

第141条中「、施行規則第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

第148条中「第87条」を「第86条の2」に改める。

第149条の2中「の各号」を削り、「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号及び第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介

護事業所等」に改める。

第 8 章中第 5 節を第 6 節とし、第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第 148 条の 2 自立訓練(機能訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第 148 条の 3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を 29 人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18 人)以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の 2 分の 1 から 15 人(登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居

宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第82条若しくは第191条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第148条の4 第9条から第20条まで、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第74条から第76条まで、第80条、第86条の2から第93条まで、第141条及び前節（第148条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第148条の4において準用する第90条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第148条の4において準用する第145条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第148条の4におい

て準用する第145条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第148条の4において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第60条中「前条」とあるのは「第148条の4において準用する前条」と、第76条第2項第1号中「第59条」とあるのは「第148条の4において準用する第59条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第148条の4において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第148条の4において準用する第89条」と、同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第148条の4において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第148条の4」と、第90条中「第93条」とあるのは「第148条の4において準用する第93条」と、第93条中「前条」とあるのは「第148条の4において準用する前条」と読み替えるものとする。

第151条中「、施行規則第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第158条中「第87条」を「第86条の2」に改める。

第159条の2中「の各号」を削り、「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号及び第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第9章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第158条の2 自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第158条の3 共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人)以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等に

あつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第82条若しくは第191条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第158条の4 第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第74条、第75条、第80条、第86条の2から第93条まで、第146条、第147条、第151条及び前節（第158条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第158条の4において準用する第90条」と、第20条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第158条の4において準用する第156条第1項から第4項まで」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第158条の4において準用する第156条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第

158条の4において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第60条中「前条」とあるのは「第158条の4において準用する前条」と、第90条中「第93条」とあるのは「第158条の4において準用する第93条」と、第93条中「前条」とあるのは「第158条の4において準用する前条」と、第157条第2項第1号中「次条」とあるのは「第158条の4」と、同項第2号中「第155条第1項」とあるのは「第158条の4において準用する第155条第1項」と、同項第3号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第158条の4」と読み替えるものとする。

第167条第2項中「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を削り、第10章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第166条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第171条中「第85条」の次に「、第86条、第87条」を加える。

第201条第1項中「（指定通所支援等基準条例第5条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）」及び「（指定通所支援等基準条例第72条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）」を削る。

第14章を第16章とする。

第195条第1項第2号ア中「この号」を「この章」に改める。

第198条第3項中「利用者の」を「当該利用者の」に改め、「家事等」の次に「（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）」を加える。

第200条の12中「第200条の12」を「第200条の22」に改め、第13章第5節第4款中同条を第200条の22とし、第200条の8から第200条の11までを10条ずつ繰り下げる。

第200条の7中「第200条の9」を「第200条の19」に改め、同条を第200条の17とする。

第13章第5節第3款中第200条の6を第200条の16とする。

第13章第5節第2款中第200条の5を第200条の15とし、第200条の4を第200条の14とする。

第13章第5節第1款中第200条の3を第200条の13とする。

第200条の2中「前節」を「第4節」に、「第200条の12」を「第200条の22」に、「第200条の4第1項」を「第200条の14第1項」に改め、同条を第200条の12とする。

第13章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第200条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第200条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、

排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第200条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上
 - (2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上
 - ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数
 - イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数
 - ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数
 - エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数
 - (3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
 - ア 利用者の数が30以下 1以上
 - イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者の

ほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第200条の5 第196条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

（設備）

第200条の6 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。

5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活

住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。

- 6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。
- 7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
 - (1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。
 - (2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第4款 運営に関する基準

(実施主体)

第200条の7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第98条に規定する指定短期入所（第99条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

(介護及び家事等)

第200条の8 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の

従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第200条の9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（協議の場の設置等）

第200条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第200条の11 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、第74条から第76条まで、第89条、第91条、第93条、第156条の2、第197条の2から第197条の6まで及び第198条の3から第199条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第200条の11において準用する第198条の3」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第200条の11において準用する第197条の4第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第200条の11において準用する第197条の4第2項」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第76条第2項第1号中「第59条」とあるのは「第200条の11において読み替えて準用する第59条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第200条の11において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第200条の11において準用する第89条」と、同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第200条の11において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第200条の11」と、第93条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の11において準用する第199条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の

体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。) 」と読み替えるものとする。

第13章を第15章とし、第12章の次に次の2章を加える。

第13章 就労定着支援

第1節 基本方針

第193条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として施行規則第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、施行規則第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第193条の3 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）に応じ

て、次に掲げる員数を、サービス管理責任者として置くこととする。

(1) 利用者の数が60以下 1以上

(2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40
又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項に規定する就労定着支援員及び第2項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第2項に規定するサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第193条の4 第51条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第193条の5 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第193条の6 サービス管理責任者は、第193条の12において準用する第59条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営む

ことができるよう必要な支援を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第193条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第193条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第193条の9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第193条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (8) その他運営に関する重要事項
- (記録の整備)

第193条の11 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第19条第1項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項
 - (2) 次条において読み替えて準用する第59条第1項に規定する就労定着支援計画
 - (3) 次条において準用する第29条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (準用)

第193条の12 第9条から第23条まで、第29条、第33条から第41条まで、第58条、第59条、第61条及び第67条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第193条の10」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条の

12において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第193条の12において準用する第21条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第193条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第14章 自立生活援助

第1節 基本方針

第193条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第193条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- （1）地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上
 - （2）サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
 - ア 利用者の数が30以下 1以上
 - イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項第1号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の

数が25又はその端数を増すごとに1とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第193条の15 第51条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第193条の16 第193条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第193条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第193条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第193条の19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況

把握を行わなければならない。

- 2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。
- 3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第193条の20 第9条から第23条まで、第29条、第33条から第41条まで、第58条、第59条、第61条、第67条、第193条の6、第193条の10及び第193条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第193条の20において準用する第193条の10」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条の20において準用する次条第1項」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

附則第2条の見出し中「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同条第1項及び第2項中「第198条第3項」の次に「及び第200条の8第4項」を、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同条第3項中「第195条第1項第2号イからエまで」の次に「及び第200条の4第1項第2号イからエまで」を加える。

(千葉県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 千葉県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「児童発達支援をいう。以下同じ」を「児童発達支

援をいう」に、「医療型児童発達支援をいう。以下同じ」を「医療型児童発達支援をいう」に、「放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業」を「放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業」に、「同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ」を「同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう」に改める。

第44条の次に次の1条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第44条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第51条中「、施行規則第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

第55条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第56条中「、施行規則第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第60条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第64条の次に次の1条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第64条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第69条中「第43条」の次に「、第44条、第45条」を加える。
（千葉県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 千葉県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第70号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第9条を次のように改める。

第9条 削除

附則第5条中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に指定を受けている第3条の規定による改正前の千葉市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条及び第9条に規定する指定障害者支援施設等については、第3条の規定による改正後の千葉市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

~~~~~

#### 議 案 説 明

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、就労定着支援及び自立生活援助に関する基準を定めるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第 34 号

千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

千葉市長 熊谷俊人

## 千葉県条例第 号

千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年千葉県条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 5 節 基準該当通所支援に関する基準（第 55 条—第 60 条の 2）」を

「第 5 節 共生型障害児通所支援に関する基準（第 54 条の 2—第 54 条の 5）」

第 6 節 基準該当通所支援に関する基準（第 55 条—第 60 条の 2）」に、

「第 5 節 基準該当通所支援に関する基準（第 78 条—第 80 条）」を

「第 5 節 共生型障害児通所支援に関する基準（第 77 条の 2）」

第 6 節 基準該当通所支援に関する基準（第 78 条—第 80 条）」

第 5 章 居宅訪問型児童発達支援 に、

第 1 節 基本方針（第 80 条の 2）

第 2 節 人員に関する基準（第 80 条の 3・第 80 条の 4）

第3節 設備に関する基準（第80条の5）

第4節 運営に関する基準（第80条の6—第80条の9）」

「第5章」を「第6章」に、「第6章」を「第7章」に改める。

第1条中「並びに第21条の5の18第1項及び第2項」を「、第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項」に改める。

第2条第1号中「第6条の2の2第8項」を「第6条の2の2第9項」に改め、同条第5号中「第21条の5の28第1項」を「第21条の5の29第1項」に改め、同条第10号中「第21条の5の28第3項」を「第21条の5の29第3項」に改め、同条第12号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「、第80条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同条第13号とし、同条中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

第3条第3項中「第20条、第49条及び第72条において」を「以下」に改める。

第5条第1項第1号を次のように改める。

(1) 児童指導員（千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第86号）第27条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。） 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う



時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第5条第1項第2号中「(平成24年千葉県条例第86号)」を削り、同条第2項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第5条第3項第2号中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)」に改め、同項第3号中「(千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第27条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)」を削り、同条第5項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第6条第4項第1号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第26条に次の2項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者

の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第48条第1項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改める。

第49条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

第50条第3項中「第21条の5の21第1項」を「第21条の5の22第1項」に改める。

第51条第2項中「(昭和22年法律第26号)」を削る。

第55条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第58条中「前節」を「第4節」に改める。

第59条中「の各号」、「(指定障害福祉サービス等基準条例第79条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）」、「(指定障害福祉サービス等基準条例第78条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）」及び「(指定障害福祉サービス等基準条例第79条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）」を削る。

第60条中「の各号」を削り、「指定通所介護事業者(千葉市指定

居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第66号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第99条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第65号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第98条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）」を「指定通所介護等」に、「指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条第1号中「（指定居宅サービス等基準条例第101条第2項又は指定地域密着型サービス基準条例第59条の5第2項に規定する食堂及び機能訓練室をいう。）」を削る。

第60条の2中「の各号」を削り、「指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第81条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第190条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に、「指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項又

は第191条第1項に規定する通いサービスをいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条において」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という）」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ）」に改め、同条第1号中「（指定地域密着型サービス基準条例第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）」を「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加える。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

#### 第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第54条の2 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第79条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第59条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- （1）指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第79条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第78条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされ

る数以上であること。

- (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

#### 第54条の3 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者

(千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第66号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第99条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第65号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。))第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(第60条において「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第101条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第59条の5第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第60条第1号において同じ。)の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第98条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事

業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第54条の4 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（第60条の2において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（千葉県指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第60号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第60条の2において同じ。）（以下

「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項若しくは第191条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者をいう。)の数と共生型生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例第94条の2に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第148条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第158条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第77条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第60条の2において同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第60条の2において同じ。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第81条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第190条

に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。) (第60条の2において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。) 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型介護予防サービス基準条例第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。) のうち通いサービス (指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項若しくは第191条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。) の利用定員 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。) を登録定員の2分の1から15人 (登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人) までの範囲内とすること。

| 登録定員     | 利用定員 |
|----------|------|
| 26人又は27人 | 16人  |
| 28人      | 17人  |
| 29人      | 18人  |

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂 (指定地域密着型サービス基準条例第86条第2項第1号若しくは第195条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。) は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第82条若しくは第191条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する



基準を満たしていること。

- (5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第54条の5 第4条、第7条、第8条及び前節(第11条を除く。)の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第62条第1項第4号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第69条の次に次の1条を加える。

(情報の提供等)

第69条の2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第70条中「第26条から」を「第26条(第4項及び第5項を除く。)から」に改め、「、第48条第1項」を削る。

第72条第1項第1号中「学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)」を「障害福祉サービス経験者」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第72条第3項第2号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第76条の2を削る。

第77条中「、第49条、第50条」を「から第50条まで」に改め、「この場合において」の次に「、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第77条において準用する第37条」と」を、「第77条において準用する次条」との次に「、第37条中「第43条」とあるのは「第77条において準用する第43条」と、第43条中「前条」とあるのは「第77条において準用する前条」と」を加える。

第80条中「、第49条、第50条」を「から第50条まで」に、「、第76条（第1項を除く。）及び第76条の2」を「及び第76条（第1項を除く。）」に、「第69条」を「第37条」に、「第69条第6号」を「第37条第6号」に、「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」を「前条」に、「従業者の勤務体制」を「第80条において準用する前条」に、「第4章第5節」を「第4章第6節」に、「第69条第6号中」を「この条」とあるのは「第80条において準用するこの条」と、第69条第6号中」に改める。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

#### 第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

（準用）

第77条の2 第7条、第8条、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条の4まで、第71条及び第76条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第77条の2において準用する第37条」と、第15条中「第49条第1項」とあるのは「第77条の2において準用する第49条第1項」と、第16条中「いう。第37条第6号及び第51条第2項」とあるのは「いう。第77条の2において準用する第37条第6号」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第77条の2において準用する第76条」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第77条の2において準用する第

76条第2項」と、第26条第1項中「次条第1項」とあるのは「第77条の2において準用する次条第1項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第27条第1項中「この条及び第54条第2項第2号」とあるのは「第77条の2において準用するこの条及び第54条第2項第2号」と、同項並びに同条第2項、第4項から第8項まで及び第10項中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第28条中「前条」とあるのは「第77条の2において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第77条の2において準用する次条」と、第37条中「第43条」とあるのは「第77条の2において準用する第43条」と、第43条中「前条」とあるのは「第77条の2において準用する前条」と、第54条第2項第1号中「第21条第1項」とあるのは「第77条の2において準用する第21条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第3号中「第35条」とあるのは「第77条の2において準用する第35条」と、同項第4号中「第44条第2項」とあるのは「第77条の2において準用する第44条第2項」と、同項第5号中「第50条第2項」とあるのは「第77条の2において準用する第50条第2項」と、同項第6号中「第52条第2項」とあるのは「第77条の2において準用する第52条第2項」と読み替えるものとする。

第89条第1項中「第72条第1項、第2項及び第4項」の次に「、第80条の3第1項」を、「同条第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と」の次に「、第80条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と」を加える。

第6章を第7章とする。

第84条を次のように改める。

（準用）

第84条 第80条の5の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第85条から第87条までを次のように改める。

第85条から第87条まで 削除

第88条中「第24条」の次に「、第25条、第26条（第4項及び第5項を除く。）、第27条」を加え、「から第50条まで」を「、第49条、第50条」に、「及び第52条から第54条まで」を「、第52条から第54条まで、第69条の2及び第80条の6から第80条の8まで」に、「第87条」を「第88条において準用する第80条の8」に、「第86条」を「第88条において準用する第80条の7」に、「第86条第2項」を「第88条において準用する第80条の7第2項」に、「おおいて」を「おいて」に改める。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

## 第5章 居宅訪問型児童発達支援

### 第1節 基本方針

第80条の2 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第80条の3 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（1）訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

（2）児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業し

た者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

- 3 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第80条の4 第7条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第80条の3第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

#### 第3節 設備に関する基準

(設備)

第80条の5 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

#### 第4節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第80条の6 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定

保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第80条の7 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第80条の8 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間

- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
  - (5) 通常の事業の実施地域
  - (6) サービスの利用に当たっての留意事項
  - (7) 緊急時等における対応方法
  - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (9) その他運営に関する重要事項
- (準用)

第80条の9 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条（第4項及び第5項を除く。）、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第41条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第51条第1項、第52条から第54条まで及び第69条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第80条の8」と、第15条中「第49条第1項」とあるのは「第80条の9において準用する第49条第1項」と、第16条中「いう。第37条第6号及び第51条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第80条の7」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第80条の7第2項」と、第26条第1項中「次条第1項」とあるのは「第80条の9において準用する次条第1項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第27条第1項中「この条及び第54条第2項第2号」とあるのは「第80条の9において準用するこの条及び第54条第2項第2号」と、同項並びに同条第2項、第4項から第8項まで及び第10項中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第28条中「前条」とあるのは「第80条の9において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第80条の9において準用する次条」と、第43条中「前条」とあるのは「第80条の9において準用する前条」と、第54条第2項第1号中「第21条第1項」とあるのは「第80条

の9において準用する第21条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第35条」とあるのは「第80条の9において準用する第35条」と、同項第4号中「第44条第2項」とあるのは「第80条の9において準用する第44条第2項」と、同項第5号中「第50条第2項」とあるのは「第80条の9において準用する第50条第2項」と、同項第6号中「第52条第2項」とあるのは「第80条の9において準用する第52条第2項」と読み替えるものとする。

(千葉県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 千葉県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）」に改め、同条第4項を削る。

第5条第6項を削る。

第46条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

(千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第86号）の一部を次のように改正する。

第66条第4項中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第80条において同じ。）」に改め、同条第8項及び第12項中「看護師」を「看護職員」に改める。

第80条第7項及び第9項中「看護師」を「看護職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。



(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に指定を受けている第1条の規定による改正前の千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条(第3項を除く。)に規定する指定児童発達支援事業者については、第1条の規定による改正後の千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条(第3項を除く。)の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第55条に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、第1条の規定による改正後の千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第55条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に指定を受けている第2条の規定による改正前の千葉県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第4条第4項及び第5条第6項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、第2条の規定による改正後の千葉県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第4条及び第5条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

~~~~~

議案説明

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、居宅訪問型児童発達支援に関する基準を定めるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第35号

児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について

児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年2月20日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
(千葉市児童福祉法施行条例の一部改正)

第1条 千葉市児童福祉法施行条例(平成24年千葉市条例第76号)
の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改め、同条第1項中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に、「第21条の5の15第2項第6号」を「第21条の5の15第3項第6号」に改め、同条第2項中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第3条の見出し中「第24条の9第2項」を「第24条の9第3項」に、「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改め、同条第1項中「第24条の9第2項」を「第24条の9第3項」に、「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に、「第21条の5の15第2項第6号」を「第21条の5の15第3項第6号」に改める。

(千葉市大宮学園設置管理条例の一部改正)

第2条 千葉市大宮学園設置管理条例(昭和43年千葉市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「第21条の5の28第1項」を「第21条の5の29第1項」に改める。

(千葉市療育センター設置管理条例の一部改正)

第3条 千葉市療育センター設置管理条例(昭和56年千葉市条例第

14号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「第21条の5の28第1項」を「第21条の5の29第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

~~~~~

#### 議 案 説 明

児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため、条例を制定しようとするものであります。

議案第36号

千葉県消防関係手数料条例の一部改正について

千葉県消防関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年2月20日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県消防関係手数料条例の一部を改正する条例

千葉県消防関係手数料条例（平成12年千葉県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「530,000円」を「570,000円」に、「830,000円」を「880,000円」に、「1,010,000円」を「1,070,000円」に、「1,120,000円」を「1,200,000円」に、「1,420,000円」を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「4,070,000円」に、「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を「6,490,000円」に、「1,130,000円」を「1,180,000円」に、「1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を「1,580,000円」に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、「2,140,000円」を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、「5,570,000円」を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に改め、同表6の項中「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,

000円」に、「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に改め、同表8の項中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に改める。

別表中備考以外の部分に次のように加える。

|                                                          |                                                                             |                                                                                     |          |
|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 23 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定に基づく高压ガスの製造の許可を受けようとする者 | 高压ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者（移动式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この項、次 | 処理容積（圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下この項、次項及び32の項において同じ。）が10,000,000立方メートル以上の設備 | 560,000円 |
|                                                          |                                                                             | 処理容積が1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備                                         | 340,000円 |

|                                        |                                          |          |
|----------------------------------------|------------------------------------------|----------|
| 項及び32の項において同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。) | 処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備 | 220,000円 |
|                                        | 処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備   | 140,000円 |
|                                        | 処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備    | 110,000円 |
|                                        | 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備      | 86,000円  |
|                                        | 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備       | 68,000円  |
|                                        | 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備         | 54,000円  |
|                                        | 処理容積が100立方メートル以上                         | 31,000円  |

|                                                      |                                             |         |
|------------------------------------------------------|---------------------------------------------|---------|
|                                                      | 200立方メートル未満の設備                              |         |
| 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの | 処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備                  | 91,000円 |
|                                                      | 処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備 | 75,000円 |
|                                                      | 処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備  | 60,000円 |
|                                                      | 処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備    | 44,000円 |
|                                                      | 処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備      | 27,000円 |
|                                                      | 処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備       | 21,000円 |

|                              |                                         |           |
|------------------------------|-----------------------------------------|-----------|
|                              | 処理容積が 5,000 立方メートル以上 25,000 立方メートル未満の設備 | 16,000 円  |
|                              | 処理容積が 1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満の設備  | 13,000 円  |
|                              | 処理容積が 200 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満の設備    | 11,000 円  |
|                              | 処理容積が 100 立方メートル以上 200 立方メートル未満の設備      | 7,400 円   |
| 高圧ガス保安法第 5 条第 1 項第 2 号に該当する者 | 冷凍能力が 3,000 トン以上の設備                     | 110,000 円 |
|                              | 冷凍能力が 1,000 トン以上 3,000 トン未満の設備          | 87,000 円  |
|                              | 冷凍能力が 300 トン以上 1,000 トン未満の設備            | 68,000 円  |
|                              | 冷凍能力が 100 トン以上 300 トン未満の設備              | 54,000 円  |



|                                                                                               |                                                                |                                                                                                                                                    |          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
|                                                                                               |                                                                | 冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備                                                                                                                              | 36,000円  |
| 24 高圧ガス保安法第14条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可を受けようとする者 | 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。） | 変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この項において同じ。）に比して10,000,000立方メートル以上増加する場合 | 370,000円 |
|                                                                                               |                                                                | 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満増加する場合                                                                                     | 220,000円 |
|                                                                                               |                                                                | 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500,                                                                                                                          | 150,000円 |

|                                                                  |                |
|------------------------------------------------------------------|----------------|
| <p>000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満増加する場合</p>                        |                |
| <p>変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満増加する場合</p> | <p>93,000円</p> |
| <p>変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満増加する場合</p>  | <p>69,000円</p> |
| <p>変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満増加する場合</p>    | <p>61,000円</p> |
| <p>変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル</p>             | <p>57,000円</p> |

|                                                                                                               |                                                                                        |         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|---------|
|                                                                                                               | 未満増加する場合                                                                               |         |
|                                                                                                               | 変更後の処理容積が<br>変更前の処理容積に<br>比して200立方メ<br>ートル以上1,<br>000立方メートル<br>未満増加する場合                | 39,000円 |
|                                                                                                               | 変更後の処理容積が<br>変更前の処理容積に<br>比して200立方メ<br>ートル未満増加する<br>場合                                 | 26,000円 |
|                                                                                                               | その他の場合                                                                                 | 16,000円 |
| 高圧ガス保<br>安法第5条<br>第1項第1<br>号に該当す<br>る同項の許<br>可を受けた<br>者であって<br>移動式製造<br>設備のみを<br>使用して高<br>圧ガスの製<br>造をするも<br>の | 変更後の処理容積が<br>変更前の処理容積に<br>比して10,<br>000,000立方<br>メートル以上増加す<br>る場合                      | 65,000円 |
|                                                                                                               | 変更後の処理容積が<br>変更前の処理容積に<br>比して5,000,<br>000立方メートル<br>以上10,000,<br>000立方メートル<br>未満増加する場合 | 53,000円 |
|                                                                                                               | 変更後の処理容積が<br>変更前の処理容積に<br>比して1,000,<br>000立方メートル                                       | 44,000円 |

|                                                                    |           |
|--------------------------------------------------------------------|-----------|
| 以上 5, 000, 000 立方メートル未満増加する場合                                      |           |
| 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 500, 000 立方メートル以上 1, 000, 000 立方メートル未満増加する場合 | 31, 000 円 |
| 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 100, 000 立方メートル以上 500, 000 立方メートル未満増加する場合    | 18, 000 円 |
| 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 25, 000 立方メートル以上 100, 000 立方メートル未満増加する場合     | 14, 000 円 |
| 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 5, 000 立方メートル以上 25, 000 立方メートル未満増加する         | 12, 000 円 |

|                                 |                                                                                                            |         |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
|                                 | 場合                                                                                                         |         |
|                                 | 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合                                                      | 9,200円  |
|                                 | 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合                                                        | 8,200円  |
|                                 | 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合                                                                     | 5,100円  |
|                                 | その他の場合                                                                                                     | 3,200円  |
| 高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する同項の許可を受けた者 | 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以 | 69,000円 |

|                            |                                               |         |
|----------------------------|-----------------------------------------------|---------|
|                            | 下この項において同じ。) に比して3,000トン以上増加する場合              |         |
|                            | 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して1,000トン以上3,000トン未満増加する場合 | 62,000円 |
|                            | 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して300トン以上1,000トン未満増加する場合   | 55,000円 |
|                            | 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン以上300トン未満増加する場合     | 38,000円 |
|                            | 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン未満増加する場合            | 30,000円 |
|                            | その他の場合                                        | 16,000円 |
| 25 高圧ガス保安法第16条第1項の規定に基づく高圧 |                                               | 25,000円 |

|                                                                   |                                    |                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ガスの貯蔵所の設置の許可を受けようとする者</p>                                      |                                    |                                                                                         |
| <p>26 高圧ガス保安法第19条第1項の規定に基づく第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可を受けようとする者</p> | <p>変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合</p> | <p>14,000円</p>                                                                          |
|                                                                   | <p>その他の場合</p>                      | <p>11,000円</p>                                                                          |
| <p>27 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査</p>                 |                                    | <p>23の項の高圧ガスの製造をしようとする者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3の額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のた</p> |

|                                                     |  |                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>を受けようとする者</p>                                    |  | <p>めの施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)</p> |
| <p>28 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査を受けようとする者</p> |  | <p>18,750円</p>                                                                                                           |
| <p>29 高圧ガス保安法第20条第3項の</p>                           |  | <p>24の項の高圧ガスの製造の許可を受けた者及び場合の区分に応じ、そ</p>                                                                                  |



|                                                     |  |                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査を受けようとする者</p>            |  | <p>れぞれ当該手数料の額の4分の3の額（高圧ガス保安法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）</p> |
| <p>30 高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査を受けようとする者</p> |  | <p>26の項の場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3の額</p>                                                                                                                     |

|                                                     |                                                                |                                             |          |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|----------|
| 31 高圧ガス保安法第22条第1項の規定に基づく輸入をした高圧ガス及びその容器の検査を受けようとする者 | 容積1,000立方メートル以上<br>(液化ガスにあっては、質量10トン以上)の高圧ガスに係る検査              |                                             | 27,000円  |
|                                                     | 容積300立方メートル以上1,000立方メートル未満(液化ガスにあっては、質量3トン以上10トン未満)の高圧ガスに係る検査  |                                             | 21,000円  |
|                                                     | 容積300立方メートル未満(液化ガスにあっては、質量3トン未満)の高圧ガスに係る検査                     |                                             | 13,000円  |
| 32 高圧ガス保安法第35条第1項の規定に基づく特定施設の保安検査を受けようとする者          | 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者(移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。) | 処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備                  | 610,000円 |
|                                                     |                                                                | 処理容積が1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備 | 370,000円 |
|                                                     |                                                                | 処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備    | 250,000円 |

|                                                                                            |                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 処 理 容 積 が<br>1 0 0 , 0 0 0<br>立 方 メ ー ト ル 以<br>上 5 0 0 ,<br>0 0 0 立 方 メ ー<br>ト ル 未 満 の 設 備 | 1 5 0 , 0 0 0 円 |
| 処 理 容 積 が<br>2 5 , 0 0 0 立<br>方 メ ー ト ル 以 上<br>1 0 0 , 0 0 0<br>立 方 メ ー ト ル 未<br>満 の 設 備   | 1 2 0 , 0 0 0 円 |
| 処 理 容 積 が 5 ,<br>0 0 0 立 方 メ ー<br>ト ル 以 上 2 5 ,<br>0 0 0 立 方 メ ー<br>ト ル 未 満 の 設 備          | 9 5 , 0 0 0 円   |
| 処 理 容 積 が 1 ,<br>0 0 0 立 方 メ ー<br>ト ル 以 上 5 ,<br>0 0 0 立 方 メ ー<br>ト ル 未 満 の 設 備            | 7 5 , 0 0 0 円   |
| 処 理 容 積 が<br>2 0 0 立 方 メ ー<br>ト ル 以 上 1 ,<br>0 0 0 立 方 メ ー<br>ト ル 未 満 の 設 備                | 6 0 , 0 0 0 円   |
| 処 理 容 積 が<br>1 0 0 立 方 メ ー<br>ト ル 以 上 2 0 0                                                | 3 3 , 0 0 0 円   |

|                                                               |                                             |         |
|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|---------|
|                                                               | 立方メートル未満の設備                                 |         |
| 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの | 処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備                  | 95,000円 |
|                                                               | 処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備 | 80,000円 |
|                                                               | 処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備  | 64,000円 |
|                                                               | 処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備    | 47,000円 |
|                                                               | 処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メー             | 31,000円 |

|                            |                                                     |          |
|----------------------------|-----------------------------------------------------|----------|
|                            | トル未満の設備                                             |          |
|                            | 処理容積が<br>25,000立方メートル以上<br>100,000立方メートル未<br>満の設備   | 22,000円  |
|                            | 処理容積が5,<br>000立方メー<br>トル以上25,<br>000立方メー<br>トル未満の設備 | 20,000円  |
|                            | 処理容積が1,<br>000立方メー<br>トル以上5,<br>000立方メー<br>トル未満の設備  | 15,000円  |
|                            | 処理容積が<br>200立方メー<br>トル以上1,<br>000立方メー<br>トル未満の設備    | 12,000円  |
|                            | 処理容積が<br>100立方メー<br>トル以上200<br>立方メートル未<br>満の設備      | 7,700円   |
| 高圧ガス保安<br>法第5条第1<br>項第2号に該 | 冷凍能力が3,<br>000トン以上<br>の設備                           | 120,000円 |

|                                                           |                                        |                            |                                                           |
|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------|-----------------------------------------------------------|
|                                                           | 当する同項の許可を受けた者                          | 冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備 | 95,000円                                                   |
|                                                           |                                        | 冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備   | 76,000円                                                   |
|                                                           |                                        | 冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備     | 60,000円                                                   |
|                                                           |                                        | 冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備      | 42,000円                                                   |
| 33 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に | 温度零下50度以下の液化ガスを充てんするため容器に係る容器検査又は容器再検査 | 内容積1,000リットル以上の容器          | 1個につき16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた額 |
|                                                           |                                        | 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器 | 1個につき16,000円                                              |
|                                                           |                                        | 内容積500リットル未満の容             | 1個につき6,600円                                               |

|                                                                                                                   |                                                                                                                               |                                     |                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 規定する<br>容器検査<br>又は同令<br>第18条<br>第2項第<br>4号の規<br>定に基づ<br>く同法第<br>49条第<br>1項に規<br>定する容<br>器再検査<br>を受けよ<br>うとする<br>者 |                                                                                                                               | 器                                   |                                                                   |
|                                                                                                                   | 繊維強化プラ<br>スチック複合<br>容器又は圧縮<br>天然ガス自動<br>車燃料装置用<br>容器（温度零<br>下50度以下<br>の液化ガスを<br>充てんするた<br>めの容器を除<br>く。）に係る<br>容器検査又は<br>容器再検査 | 内容積150リ<br>ットル以上の容<br>器             | 1個につき320<br>円に10リットル<br>又は10リットル<br>に満たない端数を<br>増すごとに57円<br>を加えた額 |
|                                                                                                                   |                                                                                                                               | 内容積30リッ<br>トル以上150<br>リットル未満の<br>容器 | 1個につき320<br>円                                                     |
|                                                                                                                   |                                                                                                                               | 内容積5リット<br>ル以上30リッ<br>トル未満の容器       | 1個につき260<br>円                                                     |
|                                                                                                                   |                                                                                                                               | 内容積1リット<br>ル以上5リット<br>ル未満の容器        | 1個につき160<br>円                                                     |
|                                                                                                                   |                                                                                                                               | 内容積1リット<br>ル未満の容器                   | 1個につき150<br>円                                                     |
|                                                                                                                   | 高強度鋼容器<br>（温度零下<br>50度以下の<br>液化ガスを充<br>てんするため<br>の容器又は繊<br>維強化プラス<br>チック複合容<br>器若しくは圧<br>縮天然ガス自<br>動車燃料装置                     | 内容積30リッ<br>トル以上の容器                  | 1個につき210<br>円に10リットル<br>又は10リットル<br>に満たない端数を<br>増すごとに3円を<br>加えた額  |
|                                                                                                                   |                                                                                                                               | 内容積5リット<br>ル以上30リッ<br>トル未満の容器       | 1個につき210<br>円                                                     |
|                                                                                                                   |                                                                                                                               | 内容積1リット<br>ル以上5リット<br>ル未満の容器        | 1個につき160<br>円                                                     |

|                        |                            |                                                        |
|------------------------|----------------------------|--------------------------------------------------------|
| 用容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 | ル未満の容器                     |                                                        |
|                        | 内容積1リットル未満の容器              | 1個につき140円                                              |
| その他の容器に係る容器検査又は容器再検査   | 内容積1,000リットル以上の容器          | 1個につき7,100円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた額 |
|                        | 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器 | 1個につき7,100円                                            |
|                        | 内容積150リットル以上500リットル未満の容器   | 1個につき800円                                              |
|                        | 内容積30リットル以上150リットル未満の容器    | 1個につき210円                                              |
|                        | 内容積5リットル以上30リットル未満の容器      | 1個につき170円                                              |
|                        | 内容積1リットル以上5リットル未満の容器       | 1個につき110円                                              |
|                        |                            |                                                        |



|                                                                                                                                          |                                                                        |                                      |                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------|
|                                                                                                                                          |                                                                        | 内容積 1 リットル未満の容器                      | 1 個につき 8 0 円       |
| 34 高圧ガス保安法施行令第 1 8 条第 2 項第 6 号の規定に基づく高圧ガス保安法第 4 9 条の 2 第 1 項に規定する附属品検査又は同令第 1 8 条第 2 項第 7 号の規定に基づく同法第 4 9 条の 4 第 1 項に規定する附属品再検査を受けようとする者 | 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査 | 内容積 1 5 0 リットル以上の容器                  | 1 個につき 3 1 円       |
|                                                                                                                                          |                                                                        | 内容積 1 5 0 リットル未満の容器                  | 1 個につき 2 4 円       |
|                                                                                                                                          | その他の容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査                                        | 内容積 1 , 0 0 0 リットル以上の容器              | 1 個につき 1 , 1 0 0 円 |
|                                                                                                                                          |                                                                        | 内容積 5 0 0 リットル以上 1 , 0 0 0 リットル未満の容器 | 1 個につき 5 4 0 円     |
|                                                                                                                                          |                                                                        | 内容積 5 0 0 リットル未満の容器                  | 1 個につき 2 1 円       |
| 35 高圧ガス保安法                                                                                                                               |                                                                        |                                      | 1 6 , 0 0 0 円      |

|                                                                                                                                                   |  |               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------|
| <p>施行令第<br/>18条第<br/>2項第8<br/>号の規定<br/>に基づく<br/>高压ガス<br/>保安法第<br/>50条第<br/>3項に規<br/>定する容<br/>器検査所<br/>の登録又<br/>は登録の<br/>更新を受<br/>けようと<br/>する者</p> |  |               |
| <p>36 高压ガ<br/>ス保安法<br/>施行令第<br/>18条第<br/>2項第3<br/>号の規定<br/>に基づく<br/>高压ガス<br/>保安法第<br/>54条第<br/>2項に規<br/>定する容<br/>器に充て<br/>んする高<br/>压ガスの</p>       |  | <p>1,400円</p> |

|                                              |  |  |
|----------------------------------------------|--|--|
| 種類又は<br>圧力の変<br>更に係る<br>刻印等を<br>受けよう<br>とする者 |  |  |
|----------------------------------------------|--|--|

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



議 案 説 明

高圧ガス保安法の一部改正に伴い高圧ガス製造許可手数料等を定めるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料等を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 37 号

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について  
千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
千葉県病院事業の設置等に関する条例（昭和 43 年千葉県条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表千葉県立海浜病院の項中「循環器内科」を「循環器内科 感染症内科」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

海浜病院の診療科目を追加するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 38 号

千葉県高原千葉村設置管理条例の廃止について

千葉県高原千葉村設置管理条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県高原千葉村設置管理条例を廃止する条例

千葉県高原千葉村設置管理条例（昭和 53 年千葉県条例第 45 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、この条例による廃止前の千葉県高原千葉村設置管理条例第 4 条第 1 項の規定により使用の承認を受けた者に係る同条例第 7 条及び第 8 条の規定は、なおその効力を有する。

~~~~~

議案説明

高原千葉村を廃止するため、条例を廃止しようとするものであります。

議案第 39 号

千葉県環境関係手数料条例の一部改正について

千葉県環境関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県環境関係手数料条例の一部を改正する条例

千葉県環境関係手数料条例（平成 12 年千葉県条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表中 52 の項を 57 の項とし、47 の項から 51 の項までを 5 項ずつ繰り下げ、同表 46 の項中「75,000 円」を「67,000 円」に改め、同項を同表 51 の項とし、同表中 38 の項から 45 の項までを 5 項ずつ繰り下げ、37 の項を 39 の項とし、同項の次に次のように加える。

|                                                                  |                      |           |
|------------------------------------------------------------------|----------------------|-----------|
| 40 土壤汚染対策法第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づく汚染土壤処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査       | 汚染土壤処理業譲渡及び譲受承認申請手数料 | 120,000 円 |
| 41 土壤汚染対策法第 27 条の 3 第 1 項の規定に基づく汚染土壤処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査 | 汚染土壤処理業者合併等承認申請手数料   | 120,000 円 |
| 42 土壤汚染対策法第 27 条の 4 第 1 項の規定に基づく汚染土壤処理業者の相続の承認の申請に対する審査          | 汚染土壤処理業者相続承認申請手数料    | 120,000 円 |

別表中 36 の項を 38 の項とし、14 の項から 35 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、13 の項の次に次のように加える。

|                                                                             |                        |          |
|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------|----------|
| 14 廃棄物処理法第12条の7<br>第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査            | 複数事業者の産業廃棄物処理認定申請手数料   | 147,000円 |
| 15 廃棄物処理法第12条の7<br>第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査 | 複数事業者の産業廃棄物処理変更認定申請手数料 | 134,000円 |

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



議 案 説 明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い複数事業者の産業廃棄物処理認定申請手数料等を定めるとともに、土壌汚染対策法の一部改正に伴い汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料等を定めるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第40号

千葉市環境保全条例の一部改正について

千葉市環境保全条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年2月20日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市環境保全条例の一部を改正する条例

千葉市環境保全条例（平成7年千葉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第16条第1号中「同条第8項」を「同条第7項」に、「同条第10項」を「同条第9項」に、「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

~~~~~

議案説明

大気汚染防止法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第41号

千葉県社会福祉審議会条例の一部改正について

千葉県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年2月20日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

千葉県社会福祉審議会条例（平成12年千葉県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第9条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、同条第6項中「第4項まで」を「第5項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設、同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業（同条第2号、第5号、第6号及び第9号から第12号までに掲げるものに限る。）並びに児童福祉法第6条の3第9項から第12項まで及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって認可を受けていないもの（認可を取り消されたものを含む。）における死亡事故その他の重大事故についての分析及び必要な再発防止策を検討するため、児童福祉専門分科会に特定教育・保育施設等重大事故検証部会を置く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議 案 説 明

児童福祉専門分科会に特定教育・保育施設等重大事故検証部会を設けるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 4 2 号

交通遺児等に手当を支給する条例の廃止について

交通遺児等に手当を支給する条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉市条例第 号

交通遺児等に手当を支給する条例を廃止する条例

交通遺児等に手当を支給する条例（昭和 4 4 年千葉市条例第 5 1 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の交通遺児等に手当を支給する条例（以下この項から附則第 4 項までにおいて「旧条例」という。）第 5 条の規定により認定を受けた者及び次項又は附則第 4 項の規定によりなお効力を有するものとされる旧条例第 5 条の規定により認定を受けた者に対する旧条例の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に生じた旧条例第 2 条第 2 号に規定する交通事故に係る手当の支給要件に該当する者（以下この項及び次項において「受給資格者」という。）に対する旧条例第 5 条の規定は、平成 3 0 年 6 月 3 0 日（同日以前に同条の規定による認定を受ける手続を行った受給資格者にあつては、当該手続に係る認定の日）までの間は、なおその効力を有する。

4 旧条例第 5 条の規定により認定を受けた者及び前項又はこの項の規定によりなお効力を有するものとされる旧条例第 5 条の規定により認定を受けた者が死亡し、又は支給要件を失った場合における当該者が養育していた旧条例第 2 条第 1 号に規定する児童を養育することとなった受給資格者に対する旧条例第 5 条の規定は、当該児童が本市に住所を有しなくなるまでの間は、なおその効力を有する。



議 案 説 明

交通遺児等に支給する手当を廃止するため、条例を廃止しようとするものであります。

議案第43号

千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年2月20日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

千葉市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和37年千葉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2第18項中「4,250円」を「5,100円」に、「3,000円」を「3,600円」に改め、「6時間以上日額 3,400円」を削り、同表中第26項を第27項とし、第20項から第25項までを1項ずつ繰り下げ、第19項の次に次の1項を加える。

(20) 多学年学級を担当する職員 の特殊勤務手当	多学年学級の 担当業務	日額 290円
------------------------------	----------------	---------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

教員特殊業務のうち部活動指導業務等に係る手当の額を引き上げるほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものがあります。

議案第 4 4 号

千葉県特別会計設置条例の一部改正について

千葉県特別会計設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉県条例第 号

千葉県特別会計設置条例の一部を改正する条例

千葉県特別会計設置条例（昭和 3 9 年千葉県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 学校給食センター事業の項を次のように改める。

|        |            |
|--------|------------|
| 学校給食事業 | 学校給食事業特別会計 |
|--------|------------|

附 則

- 1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学校給食センター事業特別会計の平成 2 9 年度に係る収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

~~~~~

議 案 説 明

学校給食事業特別会計を設置するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 45 号

千葉都市計画小中台土地区画整理事業施行規程の廃止について
千葉都市計画小中台土地区画整理事業施行規程を廃止する条例を次の
とおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉都市計画小中台土地区画整理事業施行規程を廃止する条例
千葉都市計画小中台土地区画整理事業施行規程（昭和 36 年千葉市条
例第 21 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

千葉都市計画小中台土地区画整理事業の終了に伴い、施行規程を廃  
止しようとするものであります。

## 議案第46号

### 千葉市営住宅条例の一部改正について

千葉市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年2月20日提出

千葉市長 熊谷俊人

### 千葉市条例第 号

#### 千葉市営住宅条例の一部を改正する条例

千葉市営住宅条例（昭和36年千葉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項本文中「住宅の家賃」の次に「（第4項の規定により算出されたものをいう。以下同じ。）」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、法第16条第4項の入居者が次条第1項の規定による収入の申告をすること及び第38条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認める場合は、前項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条に規定する方法により、第38条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第9条の方法により把握した当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第15条第3項に後段として次のように加える。

前条第2項の規定により把握した収入の額についても、同様とする。

第33条第1項中「第14条第1項」の次に「及び第2項」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、法第16条第4項の入居者が第31条第1項の規定に該当する場合において第15条第1項の規定による収入の申告をすること及び第38条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第14条第2項及び前項の規定にかかわらず、当



該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第8条第3項において準用する同条第2項に規定する方法により、第38条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他公営住宅法施行規則第9条の方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第35条第1項中「及び」の次に「第2項並びに」を、「第33条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

第38条第1項中「第14条第1項」及び「第33条第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

第41条及び第42条中「第14条第1項」及び「第33条第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第44条の2中「第45条」を「次条」に改める。

第47条に次の1項を加える。

2 市長は、改良住宅の入居者が法第16条第4項の入居者に相当すると認める場合は、前項の規定にかかわらず、当該入居者の改良住宅の毎月の家賃を、第14条第2項の規定を準用し、前項の額の範囲内において定めることができる。

第50条第3項中「第20条」を「第18条」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第41条及び第42条の改正規定（「第11条」を「第12条」に改める部分に限る。）並びに第44条の2及び第50条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の第14条、第15条第3項、第33条、第35条第1項、第38条第1項、第41条、第42条及び第47条第2項の規定は、平成30年度以後の年度に係る市営住宅の毎月の家賃について適用する。

~~~~~

議 案 説 明

公営住宅法の一部改正に伴い、入居者が認知症患者等で収入の申告等を行うことが困難な場合は、調査により把握した収入に応じて家賃を定めることができることとするほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 4 7 号

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉市条例第 号

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5 年千葉市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、別表第 2 に規定する小仲台 3 丁目・4 丁目地区地区整備計画区域のうち、住宅地区 A については、適用しない。

別表第 1 に次のように加える。

千葉外房有料道路 高田インターチェンジ周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された千葉外房有料道路高田インターチェンジ周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
小仲台 3 丁目・4 丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された小仲台 3 丁目・4 丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
ライフタウン稲毛地区地区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示されたライフタウン稲毛地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

別表第 2 ちばりサーチパーク千葉地区地区整備計画区域の部 A 地区の項第 5 号中カを削り、キをカとし、クをキとし、同項中第 8 号を第 1 0 号とし、第 7 号を第 9 号とし、第 6 号を第 8 号とし、第 5 号の次に次の 2 号を加える。

（6）倉庫（法別表第 2（ぬ）項第 2 号に掲げるものを除く。）

(7) 前号の建築物に附属するもので次に掲げるもの

ア 店舗、飲食店その他これらに類するもののうち政令第130条の5の3各号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

イ 保育所

ウ 診療所

エ 自動車車庫（法別表第2（へ）項第4号に掲げるものを除く。）

オ 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（法別表第2（ぬ）項第2号に掲げるものを除く。）

別表第2ちばりサーチパーク千葉地区地区整備計画区域の部B地区の項第5号中クを削り、ケをクとし、同項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 倉庫（法別表第2（ぬ）項第2号に掲げるものを除く。）

(7) 前号の建築物に附属するもので次に掲げるもの

ア 寄宿舍

イ 店舗、飲食店その他これらに類するもののうち政令第130条の5の3各号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

ウ 保育所

エ 診療所

オ ホテル又は旅館（研修のための宿泊を目的とするものに限る。）

カ 自動車車庫（法別表第2（へ）項第4号に掲げるものを除く。）

キ 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（法別表第2（ぬ）項第2号に掲げるものを除く。）

別表第2に次のように加える。

千葉外房 有料道路 高田イン ターチェ	A地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 事務所 (2) 工場（法別表第2（ぬ）項第1号に掲げるものを除く。）
------------------------------	-----	--

ンジ周辺
地区地区
整備計画
区域

(3) 前2号の建築物に附属するもので次に掲げるもの

ア 物品販売業を営む店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの

イ 自動車車庫（法別表第2（へ）項第4号に掲げるものを除く。）

ウ 保育所

エ 診療所

オ 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（法別表第2（ぬ）項第2号に掲げるものを除く。）

カ 倉庫（法別表第2（ぬ）項第2号に掲げるものを除く。）で倉庫業を営まないもの又は床面積の合計が5,000平方メートル以内のもの

(4) 倉庫（法別表第2（ぬ）項第2号に掲げるものを除く。）で床面積の合計が5,000平方メートル以内のもの

(5) 前号の建築物に附属するもので次に掲げるもの

ア 物品販売業を営む店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの

イ 自動車車庫（法別表第2（へ）項第4号に掲げるものを除く。）

ウ 保育所

エ 診療所

オ 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（法別表第2（ぬ）項第2号に掲げるものを除く。）

		<p>(6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物（老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものを除く。）</p> <p>(7) 公益上必要な建築物で政令第130条の5の4に定めるもの</p> <p>(8) 前2号の建築物に附属するもの（政令第130条の5の5各号に掲げるものを除く。）</p>
	B地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 物品販売業を営む店舗で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの</p> <p>(2) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物（老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものを除く。）</p> <p>(3) 公益上必要な建築物で政令第130条の5の4に定めるもの</p> <p>(4) 前3号の建築物に附属するもの（政令第130条の5の5各号に掲げるものを除く。）</p>
小仲台3丁目・4丁目地区地区整備計画区域	住宅地区A	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(2) 12戸以下の長屋</p> <p>(3) 12戸以下の共同住宅</p> <p>(4) 一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち</p>

政令第130条の3で定めるもの（同条第4号に掲げるものを除く。）

(5) 診療所

(6) 老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センターその他これらに類するもの（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護若しくは同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行うものに限る。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

(7) 前各号の建築物に附属するもの

(8) 地区計画の決定の際現に存する建築物又は現に工事中の建築物であって、その用途が前各号のいずれにも該当しないもの（以下この号において「既存建築物」という。）の敷地（法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により既存建築物の敷地面積が減少した場合にあっては、当該事業の施行による減少後の敷地）の全部を1の敷地として新築、改築又は増築をする場合における当該新築、改築又は増築後の建築物であって、その用途が既存建築物の用途と同一であるもの

	住宅地区 B	次に掲げる建築物以外のもの (1) 一戸建ての住宅
	住宅地区 C	(2) 前号の建築物に附属するもの
	利便地区	(1) ホテル又は旅館 (2) 集会場（葬儀を行うものに限る。） (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他 これらに類するもの (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等 に関する法律第2条第6項から第11項 まで又は第13項に規定する営業の用に 供するもの (5) 墓地、埋葬等に関する法律第2条第6 項に規定する納骨堂
ライフタ ウン稲毛 地区地区 整備計画 区域	—	次に掲げる建築物以外のもの (1) 一戸建ての住宅 (2) 2戸の長屋 (3) 前2号の建築物に附属するもの（政令 第130条の5各号に掲げるものを除 く。）

別表第2の3に次のように加える。

千葉外房有料 道路高田イン ターチェンジ 周辺地区地区 整備計画区域	A地区	10分の20
	B地区	

別表第3に次のように加える。

千葉外房有料 道路高田イン	A地区	10分の6
------------------	-----	-------

ターチェンジ 周辺地区地区 整備計画区域		
	B地区	

別表第4に次のように加える。

千葉外房有料 道路高田イン ターチェンジ 周辺地区地区 整備計画区域	A地区	3,000平方メートル
	B地区	1,000平方メートル
小仲台3丁 目・4丁目地 区地区整備計 画区域	住宅地区B	150平方メートル
	住宅地区C	135平方メートル
ライフタウン 稲毛地区地区 整備計画区域	—	135平方メートル

別表第5に次のように加える。

千葉外房 有料道路 高田イン ターチェ ンジ周辺 地区地区 整備計画 区域	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、5メートル以上とする。	巡查派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物及びこれらに附属する建築物
	B地区		
小仲台3 丁目・4 丁目地区 地区整備	住宅地 区A	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.5メートル以	(1) 地盤面下のもの (2) 自動車車庫、物置その他これらに類する附属建築物

計画区域		上とする。	で、高さが3メートル以下のもの
	住宅地区B	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、0.8メートル以上とする。	(1) 地盤面下のもの (2) 自動車車庫、物置その他これらに類する附属建築物で、高さが3メートル以下のもの
	住宅地区C	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は0.5メートル以上、隣地境界線までの距離は0.8メートル以上とする。	(1) 地盤面下のもの (2) 自動車車庫、物置その他これらに類する附属建築物で、高さが3メートル以下のもの
ライフタウン稲毛地区地区整備計画区域	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.8メートル以上とする。	(1) 地階のもの (2) 自動車車庫、物置（高さが2.3メートル未満かつ床面積が4平方メートル未満のものに限る。）その他これらに類する附属建築物

別表第6に次のように加える。

千葉外房有料道路高田インターチェンジ周辺地区地区整備	A地区	31メートル。ただし、道路境界線からの距離が17メートル以内の区域については、20メートル
	B地区	20メートル

備計画区域		
小仲台3丁目・4丁目地区地区整備計画区域	住宅地区A	10メートル（地階を除く階数は、3以下とする。）
	住宅地区B	
	住宅地区C	
ライフタウン稲毛地区地区整備計画区域	—	9メートル（地階を除く階数は、2以下とする。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

新たに地区計画が定められた千葉外房有料道路高田インターチェンジ周辺地区、小仲台3丁目・4丁目地区及びライフタウン稲毛地区の地区整備計画区域を条例の適用範囲に加えるとともに、ちばリサーチパーク千葉地区の地区計画の変更に伴い建築物の用途の制限を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第 48 号

建築基準法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定  
について

建築基準法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

千葉市長 熊谷俊人

### 千葉市条例第 号

建築基準法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例  
(千葉市建築関係手数料条例の一部改正)

第 1 条 千葉市建築関係手数料条例(平成 12 年千葉市条例第 42 号)  
の一部を次のように改正する。

別表 15 の項手数料を徴収する事務の欄中「、第 8 項ただし書」を  
削り、「又は第 12 項ただし書」を「、第 12 項ただし書又は第 13  
項ただし書」に改める。

(千葉市幕張新都心文教地区建築条例の一部改正)

第 2 条 千葉市幕張新都心文教地区建築条例(平成 23 年千葉市条例第  
25 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 48 条第 10 項」を「第 48 条第 11 項」に、  
「別表第 2 (ぬ) 項」を「別表第 2 (る) 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

建築基準法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため、条例を制定
しようとするものであります。

議案第 4 9 号

千葉市都市公園条例の一部改正について

千葉市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉市条例第 号

千葉市都市公園条例の一部を改正する条例

千葉市都市公園条例（昭和 3 4 年千葉市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 5 に次の 2 項を加える。

6 本市の設置に係る都市公園についての政令第 6 条第 6 項に規定する場合に関する法第 5 条の 9 第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、政令第 6 条第 6 項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 1 0 0 分の 1 0 を限度として第 1 項各号に掲げる都市公園の区分に応じ、当該各号に定める割合を当該都市公園の敷地面積に乗じて得た面積を超えることができることとする。

7 本市の設置に係る都市公園についての政令第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、1 0 0 分の 5 0 とする。

第 3 2 条第 5 項中「、野外音楽堂及び稲毛民間航空記念館」を「及び野外音楽堂」に改める。

別表第 2 中

「

野外音楽堂		を
稲毛民間航空記念館		

」

「

野外音 楽堂

」に

改める。

別表第 3 中

「

	野外音楽堂
	稲毛民間航空記念館

」を

「

	野外音楽堂
--	-------

」に

改める。

別表第 6 中

「

工事中施設及び工事中材 置場	占用面積 1 平方 メートルにつき	5 6 0 円
その他の物件又は施設	1 月	1 4 0 円

」を

「

工事中施設及び工事中材 置場	占用面積 1 平方 メートルにつき	5 6 0 円
保育所その他の社会福祉施 設	1 月	市長の評定した 土地価格に 1 , 0 0 0 分の 3 を 乗じて得た額
その他の物件又は施設		1 4 0 円

」に

改める。

別表第9中第12項を削り、第13項を第12項とし、第14項から第18項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第6の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

~~~~~

#### 議 案 説 明

稲毛民間航空記念館を廃止するとともに、都市公園法及び都市公園法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第50号

土地の取得について

市は、次のとおり（仮称）千葉公園ドーム及び（仮称）千葉公園体育館の用地として土地を取得するものとする。

平成30年2月20日提出

千葉市長 熊谷俊人

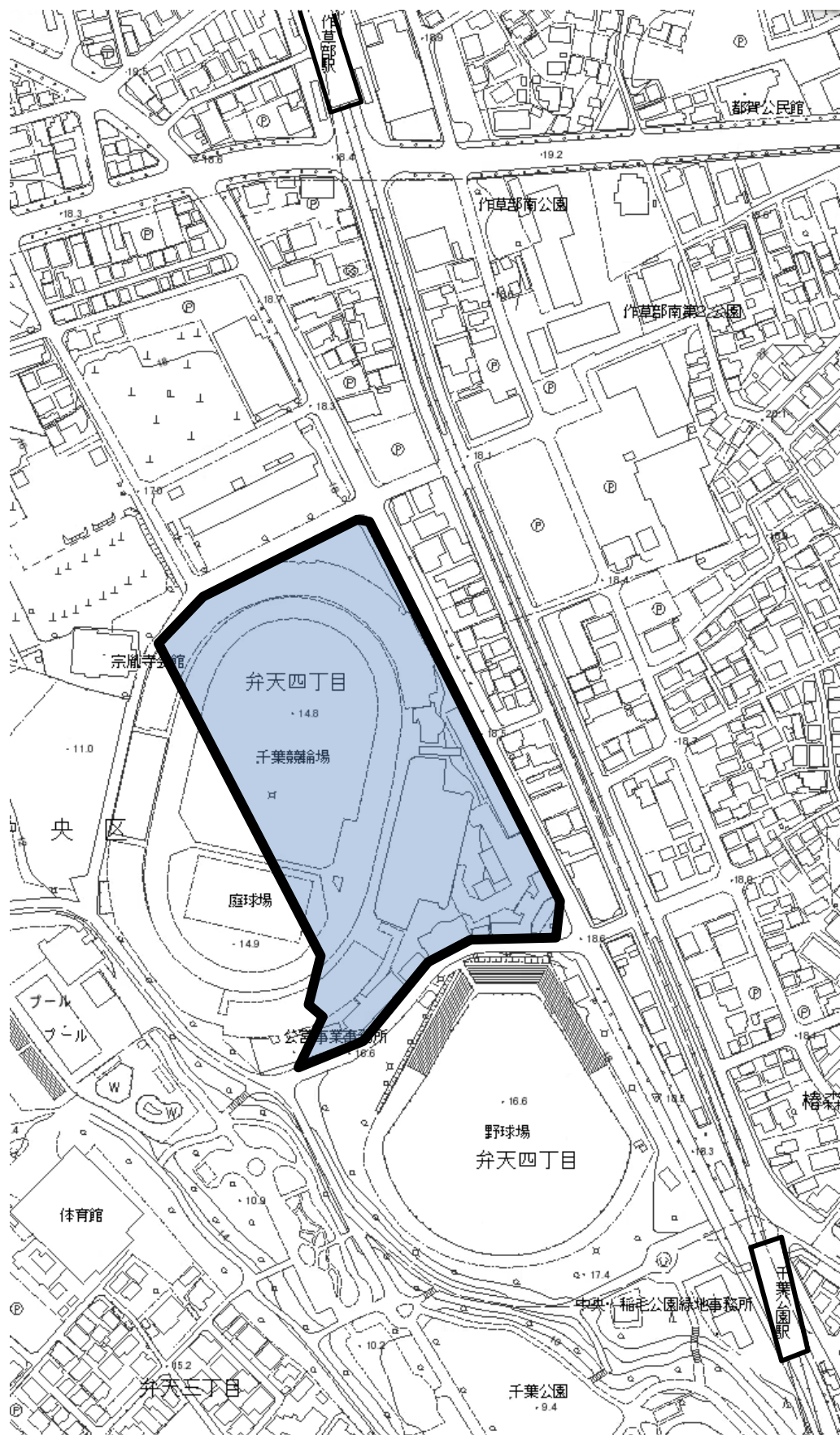
1 取得予定価額 2,650,000,000円

2 取得する土地

| 区名  | 町名    | 地番    | 地目 | 地積                  |
|-----|-------|-------|----|---------------------|
| 中央区 | 弁天4丁目 | 463番1 | 宅地 | 平方メートル<br>30,788.71 |

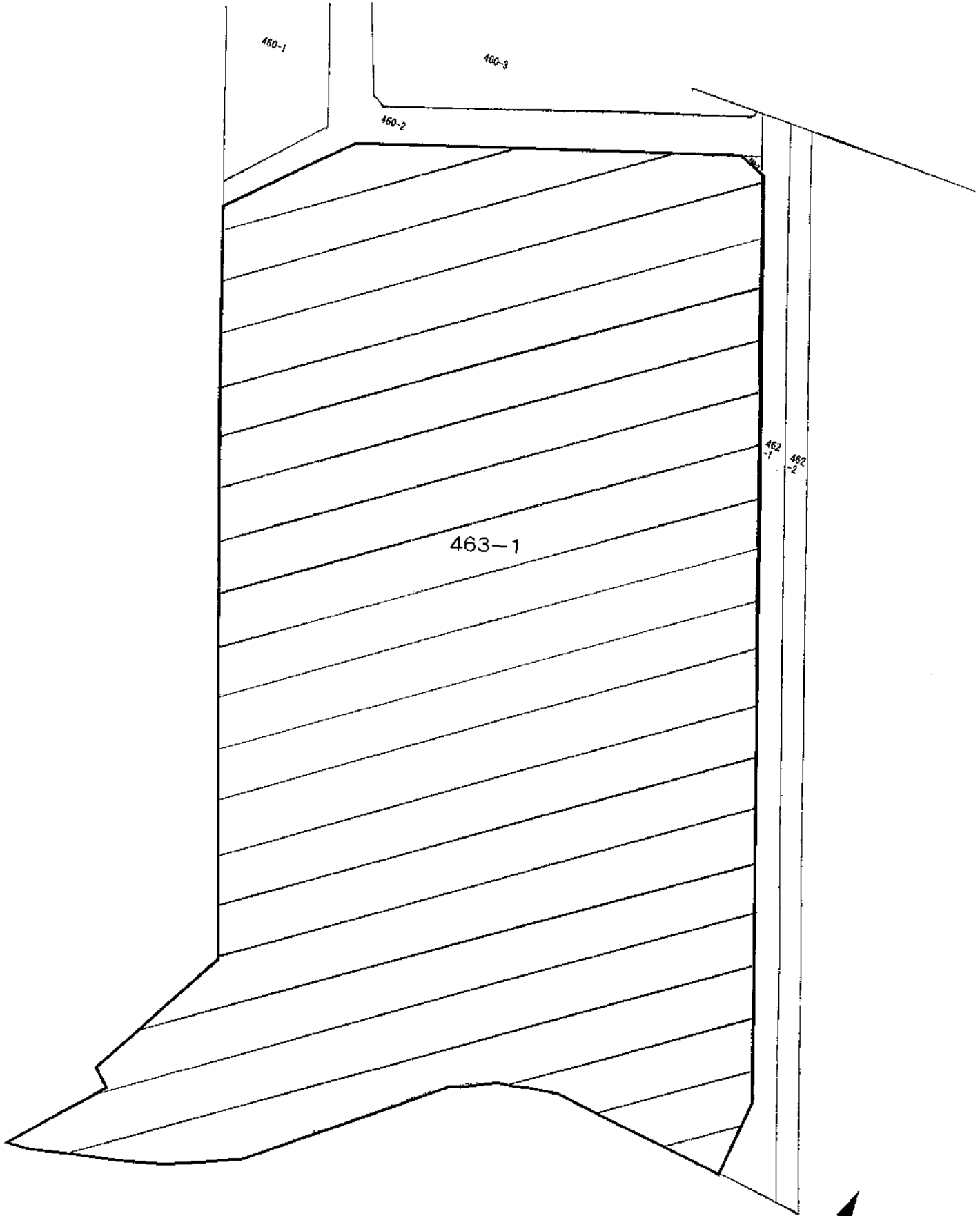


# 案内図

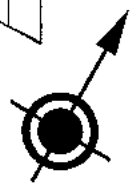


 . . . 取得予定地

# 公 図 写



 . . . 取得予定地



~~~~~

議 案 説 明

（仮称）千葉公園ドーム及び（仮称）千葉公園体育館の用地を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第51号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成30年2月20日提出

千葉市長 熊谷 俊人

施設の名称	指定管理者	指定期間
稲毛海浜公園花の美術館	株式会社ワールドパーク連合体 千葉県美浜区中瀬2丁目6番地1 株式会社ワールドパーク 代表取締役 石山 高広	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで
稲毛海浜公園稲毛記念館	東京都港区虎ノ門1丁目2番3号 株式会社フォーカス 代表取締役 江村 真人	
稲毛海浜公園海星庵	東京都渋谷区渋谷3丁目3番5号 株式会社フロンティアインターナ ショナル 代表取締役 河村 康宏	
稲毛海浜公園野外音楽堂	東京都港区赤坂3丁目21番15号 一般社団法人日本ランニング協会 代表理事 小林 渉	
	東京都中央区八丁堀3丁目1番7号 永井ビル7階 株式会社CVC 代表取締役 石黒 健	



議 案 説 明

稲毛海浜公園花の美術館ほか3施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第52号

包括外部監査契約について

市は、次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

平成30年2月20日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 平成30年4月1日
- 3 契約の金額 18,000,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 住所 千葉市稲毛区園生町391番地99
氏名 大川 健哉
資格 公認会計士

~~~~~

議案説明

包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

## 議案第53号

### 市道路線の認定及び廃止について

市は、次のとおり市道路線を認定及び廃止するものとする。

平成30年2月20日提出

千葉市長 熊谷俊人

### 市道路線認定調書

| 整理番号 | 路線名      | 起点       | 終点       | 市道路線認定図番号 |
|------|----------|----------|----------|-----------|
| ①    | 高洲46号線   | 高洲2丁目地内  | 高洲2丁目地内  | 1         |
| ②    | 高洲47号線   | 高洲2丁目地内  | 高洲2丁目地内  |           |
| ③    | 下田町144号線 | 下田町地内    | 金親町地内    | 2         |
| ④    | 金親町73号線  | 金親町地内    | 金親町地内    |           |
| ⑤    | 金親町74号線  | 金親町地内    | 金親町地内    |           |
| ⑥    | 金親町75号線  | 金親町地内    | 金親町地内    |           |
| ⑦    | 貝塚町177号線 | 貝塚町地内    | 貝塚町地内    | 3         |
| ⑧    | 貝塚町178号線 | 貝塚町地内    | 貝塚町地内    |           |
| ⑨    | 貝塚町179号線 | 貝塚町地内    | 貝塚町地内    |           |
| ⑩    | 都町166号線  | 都町地内     | 桜木1丁目地内  | 4         |
| ⑪    | 桜木町217号線 | 桜木1丁目地内  | 都町地内     |           |
| ⑫    | 若松町239号線 | 若松町地内    | 若松町地内    | 5         |
| ⑬    | 若松町240号線 | 若松町地内    | 若松町地内    | 6         |
| ⑭    | 若松町241号線 | 若松町地内    | 若松町地内    |           |
| ⑮    | 若松町242号線 | 若松町地内    | 若松町地内    |           |
| ⑯    | 幕張499号線  | 幕張町2丁目地内 | 幕張町2丁目地内 | 7         |
| ⑰    | 幕張500号線  | 幕張町2丁目地内 | 幕張町2丁目地内 |           |
| ⑱    | 村田町93号線  | 村田町地内    | 村田町地内    | 8         |
| ⑲    | 幕張501号線  | 幕張町6丁目地内 | 武石町2丁目地内 | 9         |
| ⑳    | 幕張502号線  | 幕張町4丁目地内 | 幕張町6丁目地内 |           |
| ㉑    | 幕張503号線  | 幕張町4丁目地内 | 幕張町6丁目地内 |           |
| ㉒    | 幕張504号線  | 幕張町6丁目地内 | 幕張町6丁目地内 |           |
| ㉓    | 幕張505号線  | 幕張町6丁目地内 | 幕張町6丁目地内 |           |

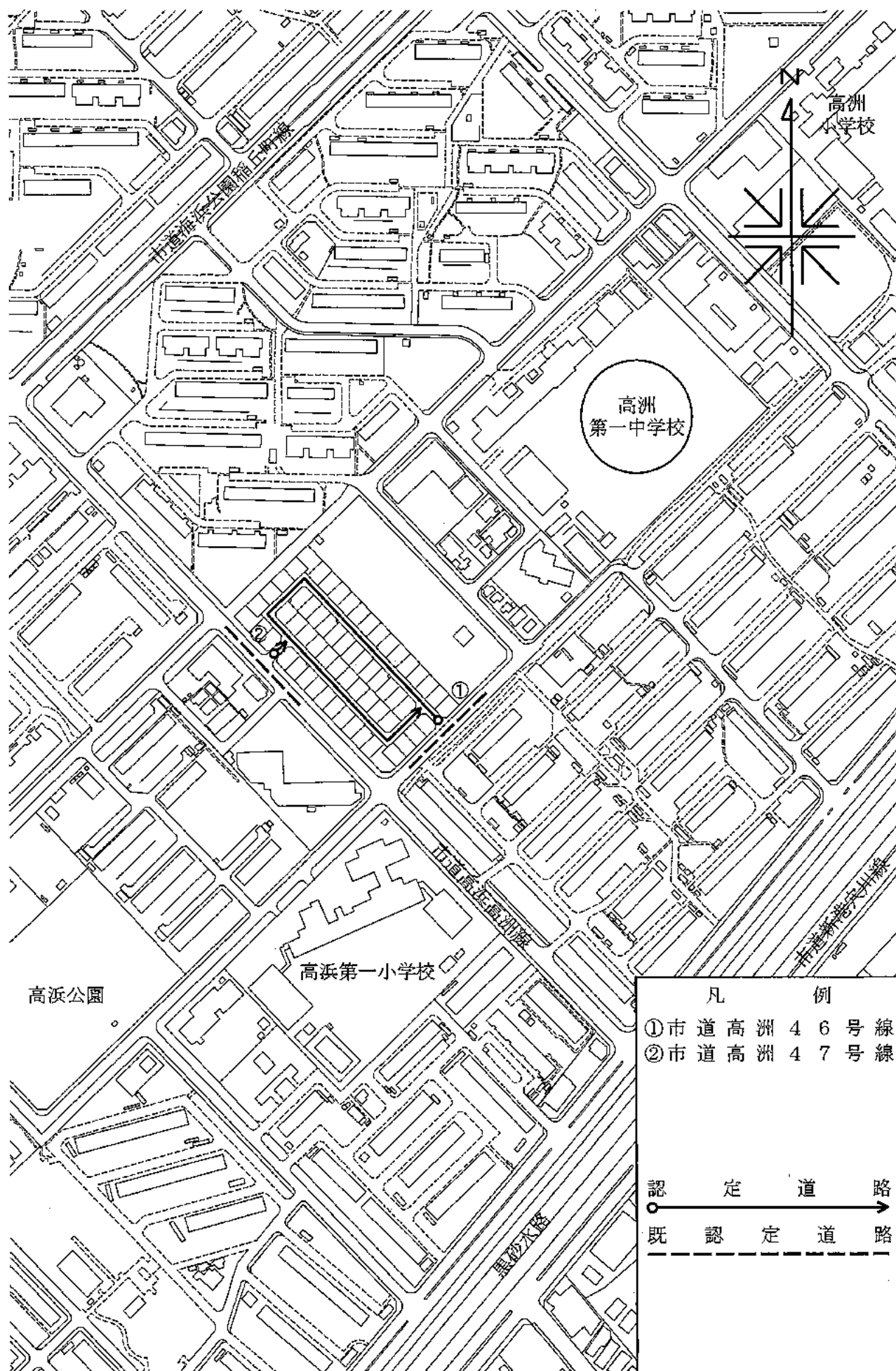
|    |              |            |            |   |
|----|--------------|------------|------------|---|
| ②4 | 幕張 5 0 6 号線  | 幕張町 6 丁目地内 | 幕張町 4 丁目地内 | 9 |
| ②5 | 幕張 5 0 7 号線  | 幕張町 4 丁目地内 | 幕張町 6 丁目地内 |   |
| ②6 | 幕張 5 0 8 号線  | 幕張町 6 丁目地内 | 幕張町 6 丁目地内 |   |
| ②7 | 武石町 8 2 号線   | 武石町 2 丁目地内 | 武石町 2 丁目地内 |   |
| ②8 | 武石町 8 3 号線   | 武石町 2 丁目地内 | 武石町 2 丁目地内 |   |
| ②9 | 武石町 8 4 号線   | 武石町 2 丁目地内 | 武石町 2 丁目地内 |   |
| ③0 | 武石町 8 5 号線   | 武石町 2 丁目地内 | 武石町 2 丁目地内 |   |
| ③1 | 武石町 8 6 号線   | 武石町 2 丁目地内 | 武石町 2 丁目地内 |   |
| ③2 | 武石町 8 7 号線   | 武石町 2 丁目地内 | 武石町 2 丁目地内 |   |
| ③3 | 武石町 8 8 号線   | 武石町 2 丁目地内 | 武石町 2 丁目地内 |   |
| ③4 | 幕張 7 0 2 号線  | 幕張町 6 丁目地内 | 幕張町 6 丁目地内 |   |
| ③5 | 幕張 7 0 3 号線  | 幕張町 6 丁目地内 | 幕張町 6 丁目地内 |   |
| ③6 | 幕張 7 0 4 号線  | 幕張町 6 丁目地内 | 幕張町 6 丁目地内 |   |
| ③7 | 武石町 7 0 1 号線 | 武石町 2 丁目地内 | 武石町 2 丁目地内 |   |
| ③8 | 武石町 7 0 2 号線 | 武石町 2 丁目地内 | 武石町 2 丁目地内 |   |
| ③9 | 武石町 7 0 3 号線 | 武石町 2 丁目地内 | 武石町 2 丁目地内 |   |
| ④0 | 武石町 7 0 4 号線 | 武石町 2 丁目地内 | 武石町 2 丁目地内 |   |

## 市道路線廃止調書

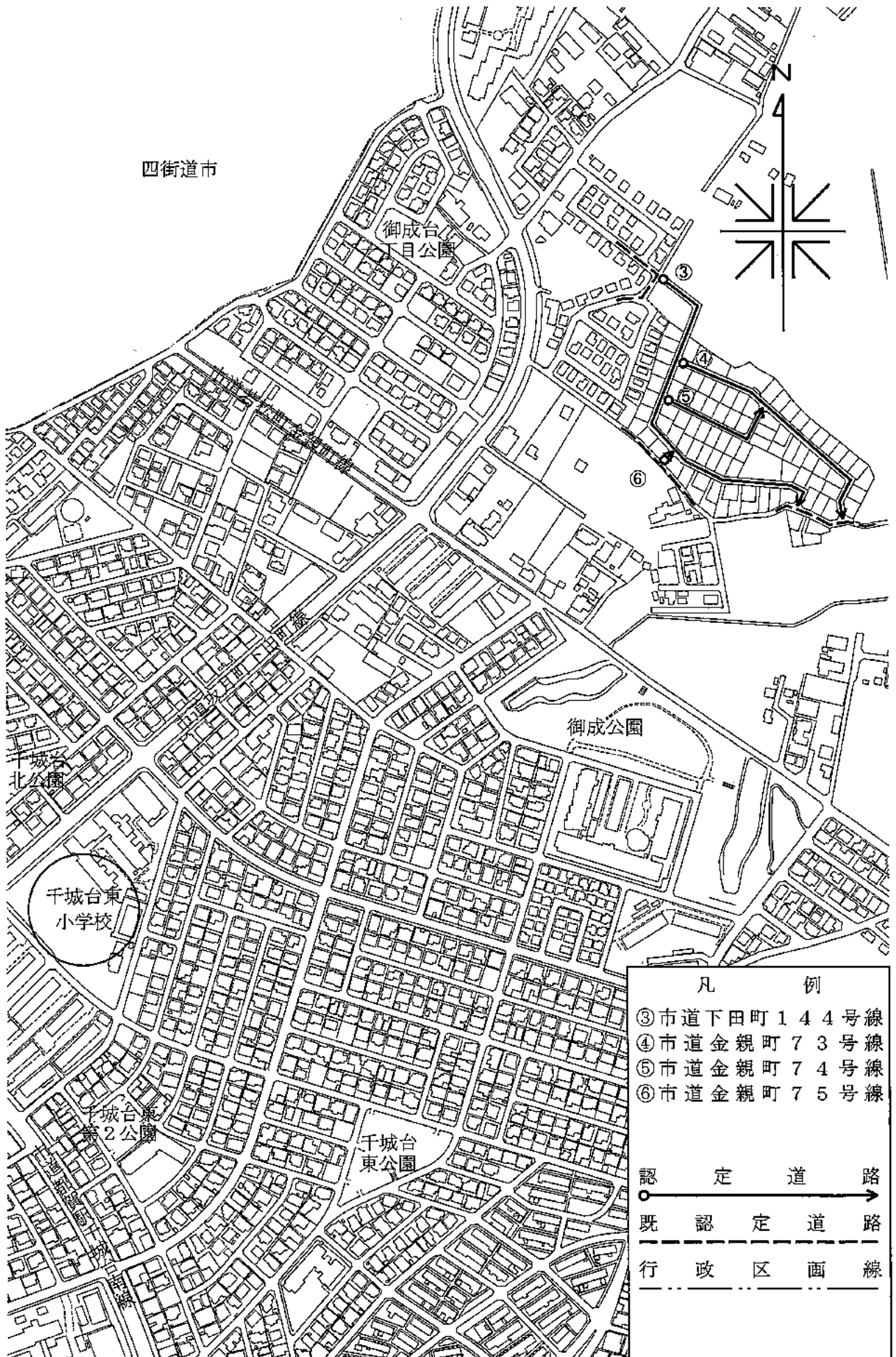
| 整理番号 | 路線名          | 起点         | 終点         | 摘要   | 市道路線廃止区番号 |
|------|--------------|------------|------------|------|-----------|
| ①    | 幕張 2 8 3 号線  | 武石町 2 丁目地内 | 幕張町 4 丁目地内 | 全部廃止 | 1         |
| ②    | 武石町 6 4 号線   | 武石町 2 丁目地内 | 武石町 2 丁目地内 | 全部廃止 |           |
| ③    | 武石町 6 6 号線   | 武石町 2 丁目地内 | 武石町 2 丁目地内 | 全部廃止 |           |
| ④    | 長作町 1 8 6 号線 | 長作町地内      | 長作町地内      | 全部廃止 | 2         |



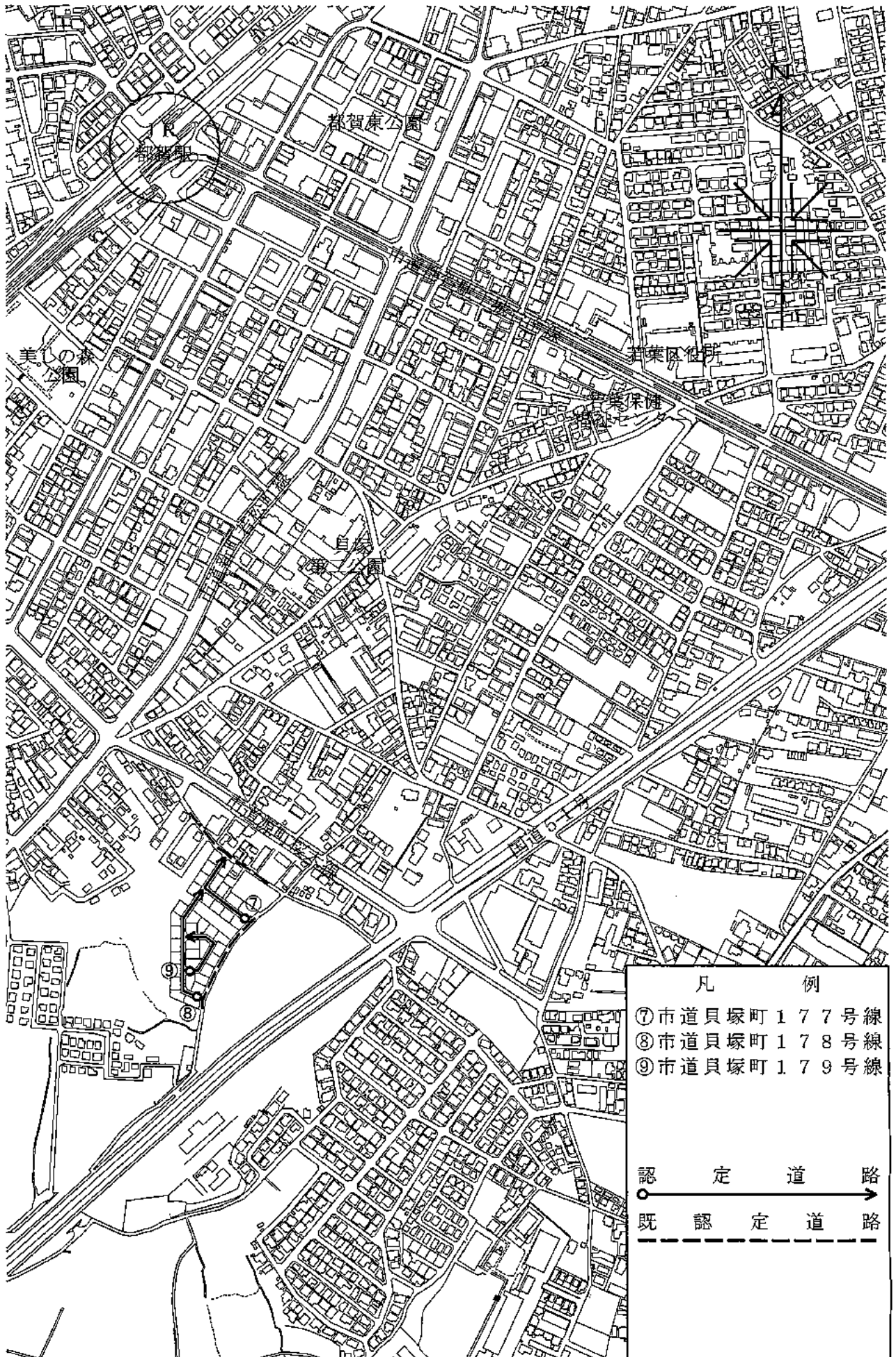
# 整理番号①② 市道路線認定図1



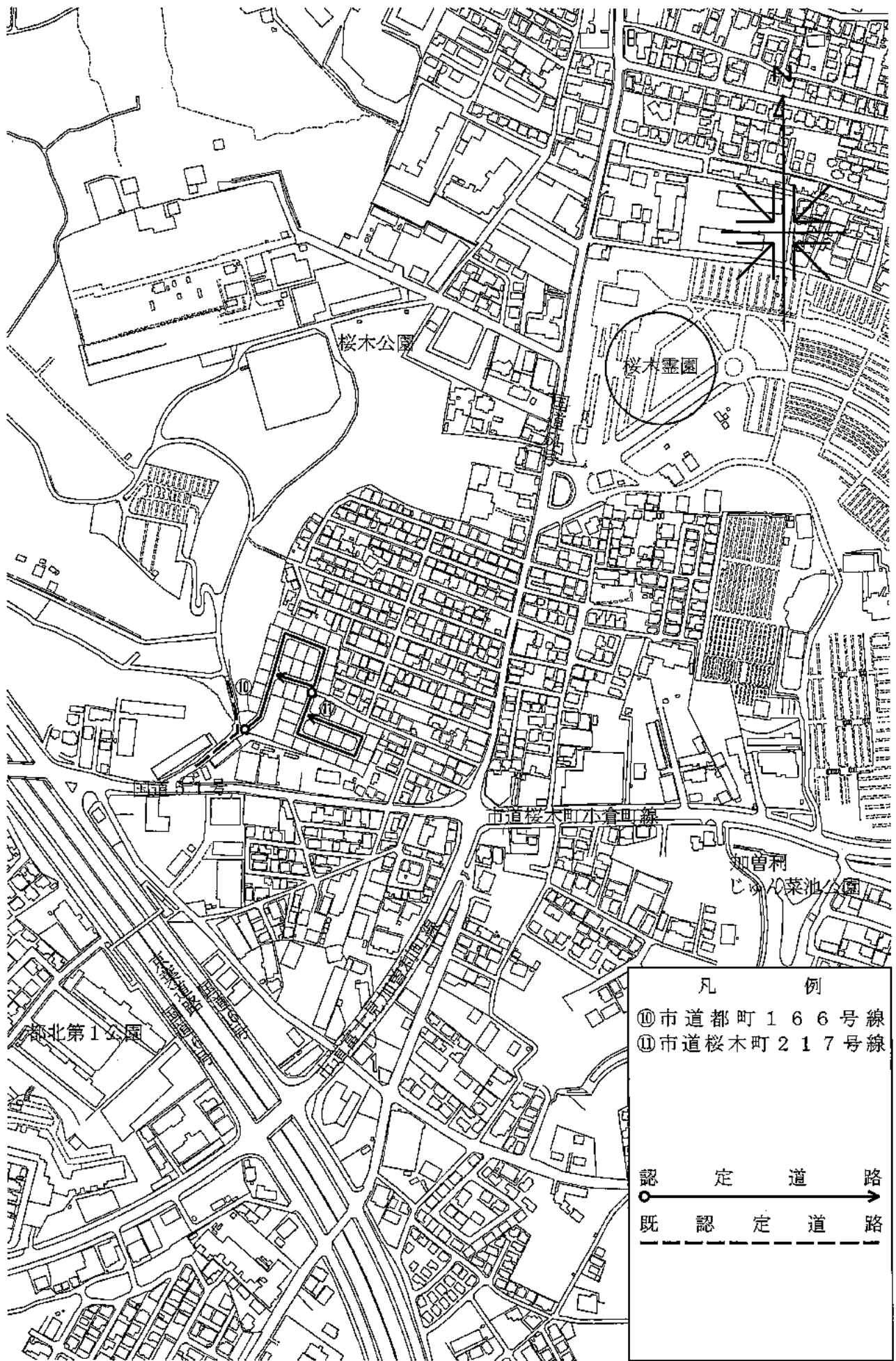
# 整理番号③～⑥ 市道路線認定図2



# 整理番号⑦～⑨ 市道路線認定図3

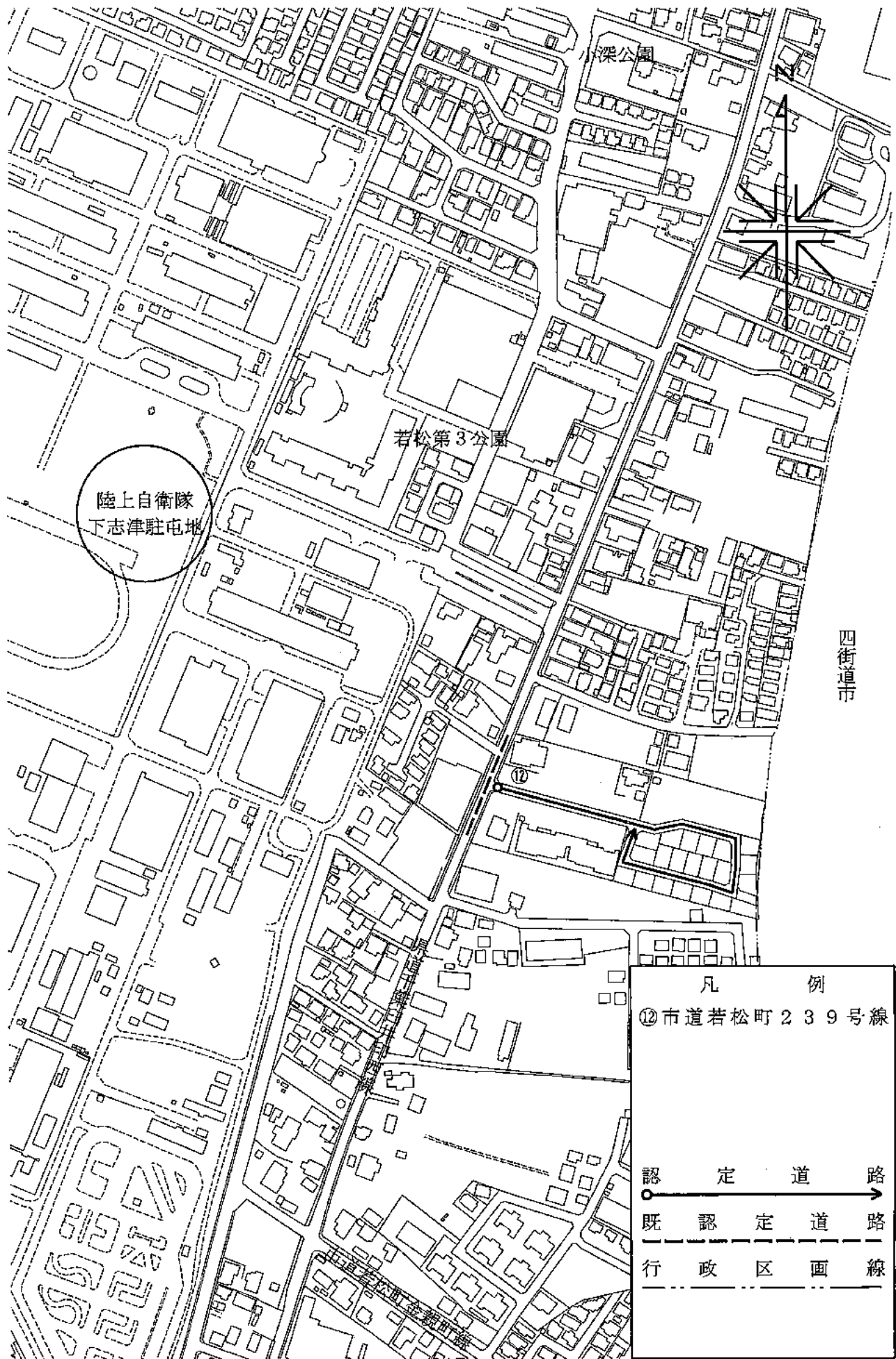


# 整理番号⑩⑪ 市道路線認定図4

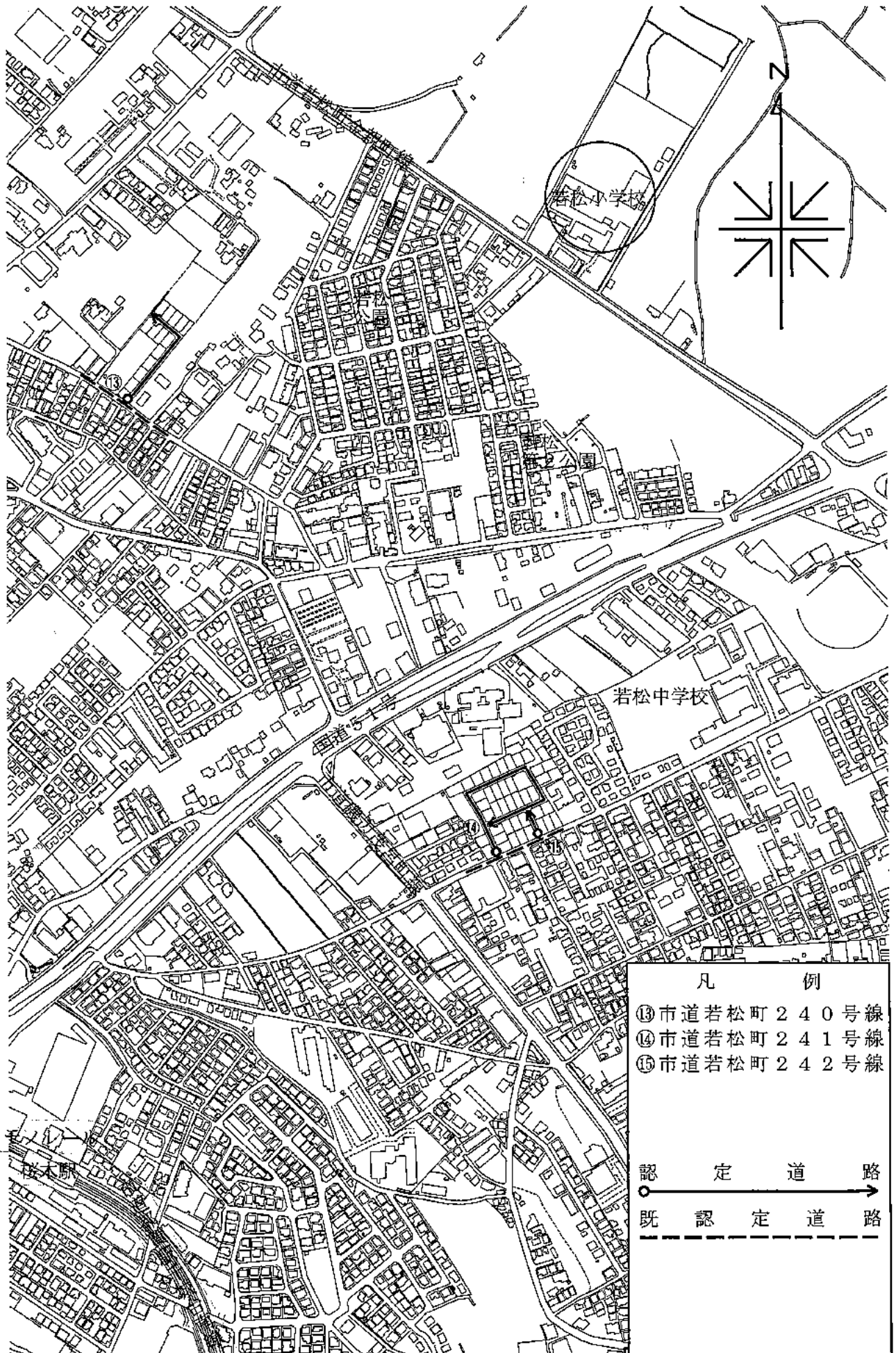




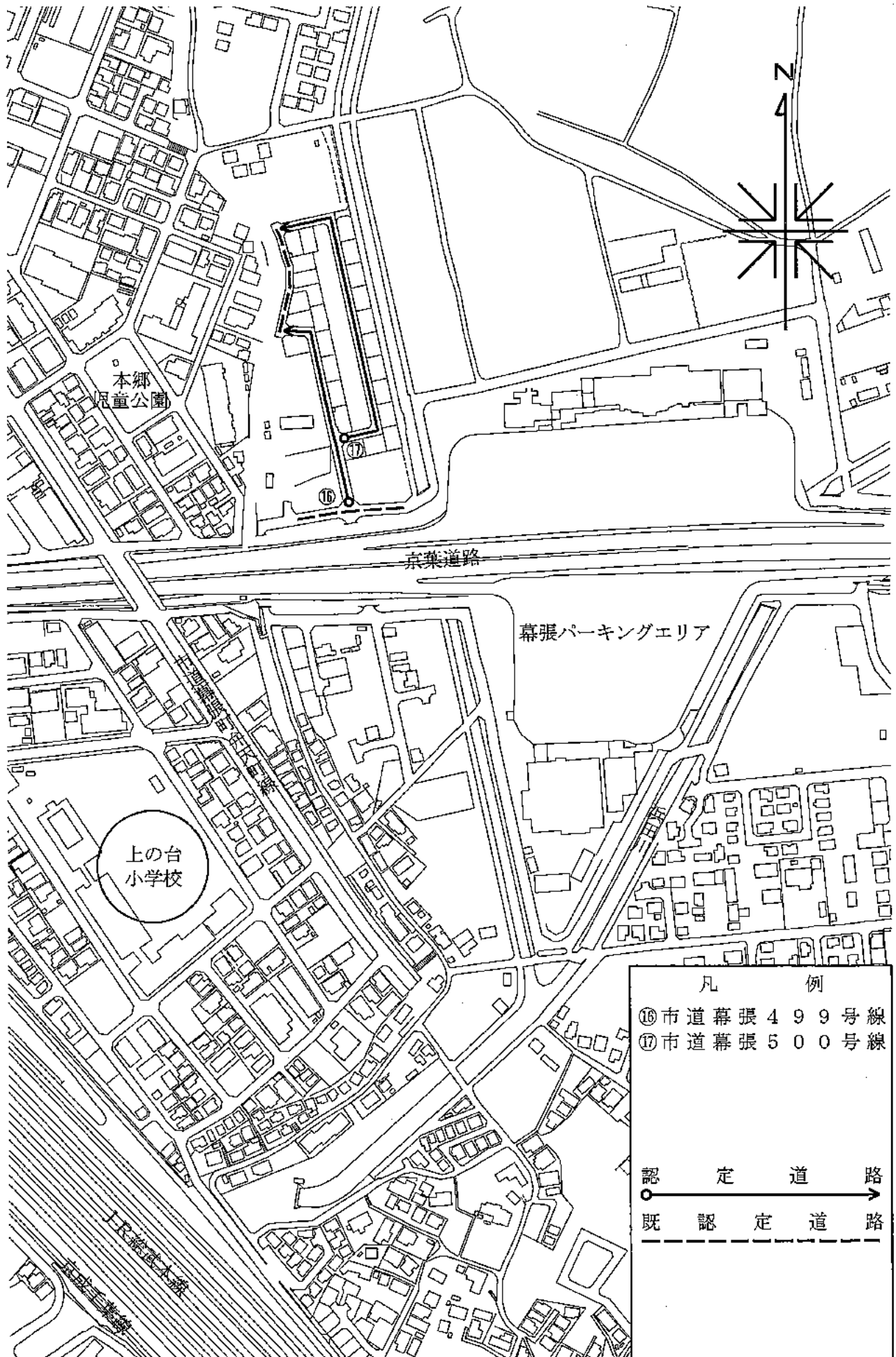
# 整理番号⑫ 市道路線認定図5



整理番号⑬～⑮ 市道路線認定図6



# 整理番号 ⑬ ⑭ 市道路線認定図 7



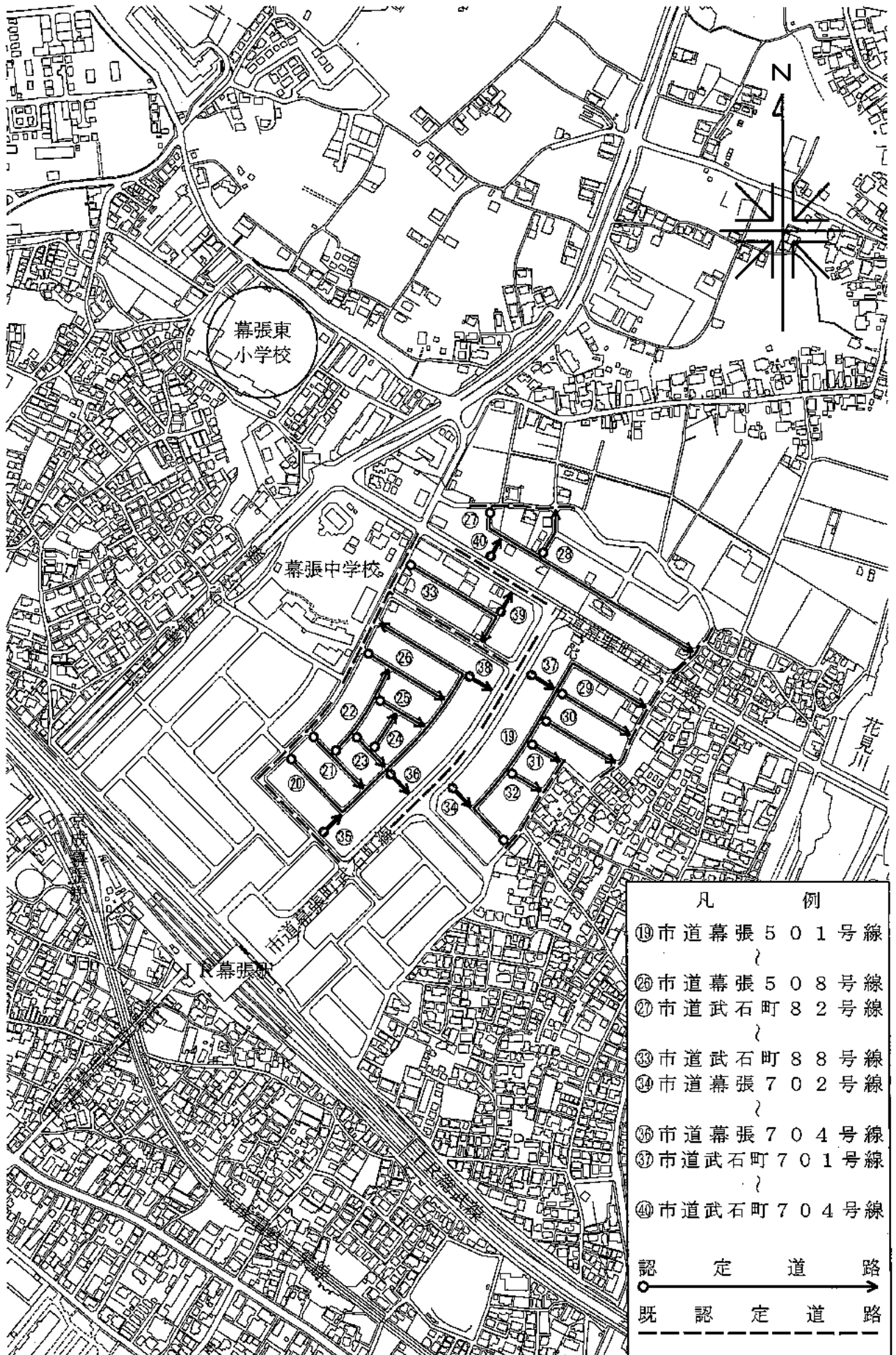
# 整理番号⑱ 市道路線認定図8





# 整理番号①9～④0 市道路線認定図9

関係図面 市道路線廃止図1

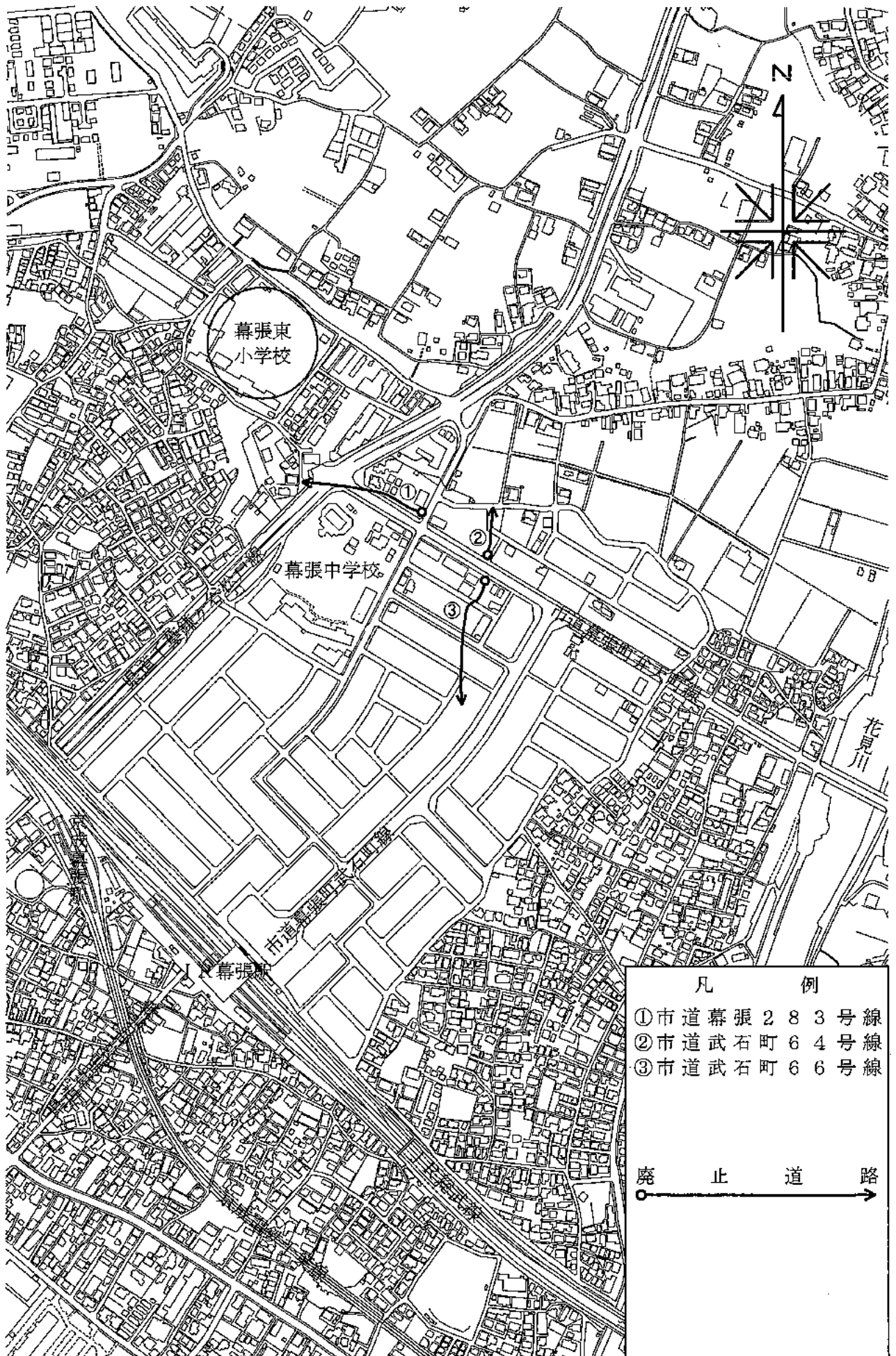


市道路線認定図9路線表示表

| 整理番号 | 路線名     | 整理番号 | 路線名      |
|------|---------|------|----------|
| ⑱    | 幕張501号線 | ㉔    | 武石町85号線  |
| ㉒    | 幕張502号線 | ㉕    | 武石町86号線  |
| ㉓    | 幕張503号線 | ㉖    | 武石町87号線  |
| ㉔    | 幕張504号線 | ㉗    | 武石町88号線  |
| ㉕    | 幕張505号線 | ㉘    | 幕張702号線  |
| ㉖    | 幕張506号線 | ㉙    | 幕張703号線  |
| ㉗    | 幕張507号線 | ㉚    | 幕張704号線  |
| ㉘    | 幕張508号線 | ㉛    | 武石町701号線 |
| ㉙    | 武石町82号線 | ㉜    | 武石町702号線 |
| ㉚    | 武石町83号線 | ㉝    | 武石町703号線 |
| ㉛    | 武石町84号線 | ㉞    | 武石町704号線 |

# 整理番号①～③ 市道路線廃止図1

関係図面 市道路線認定図9



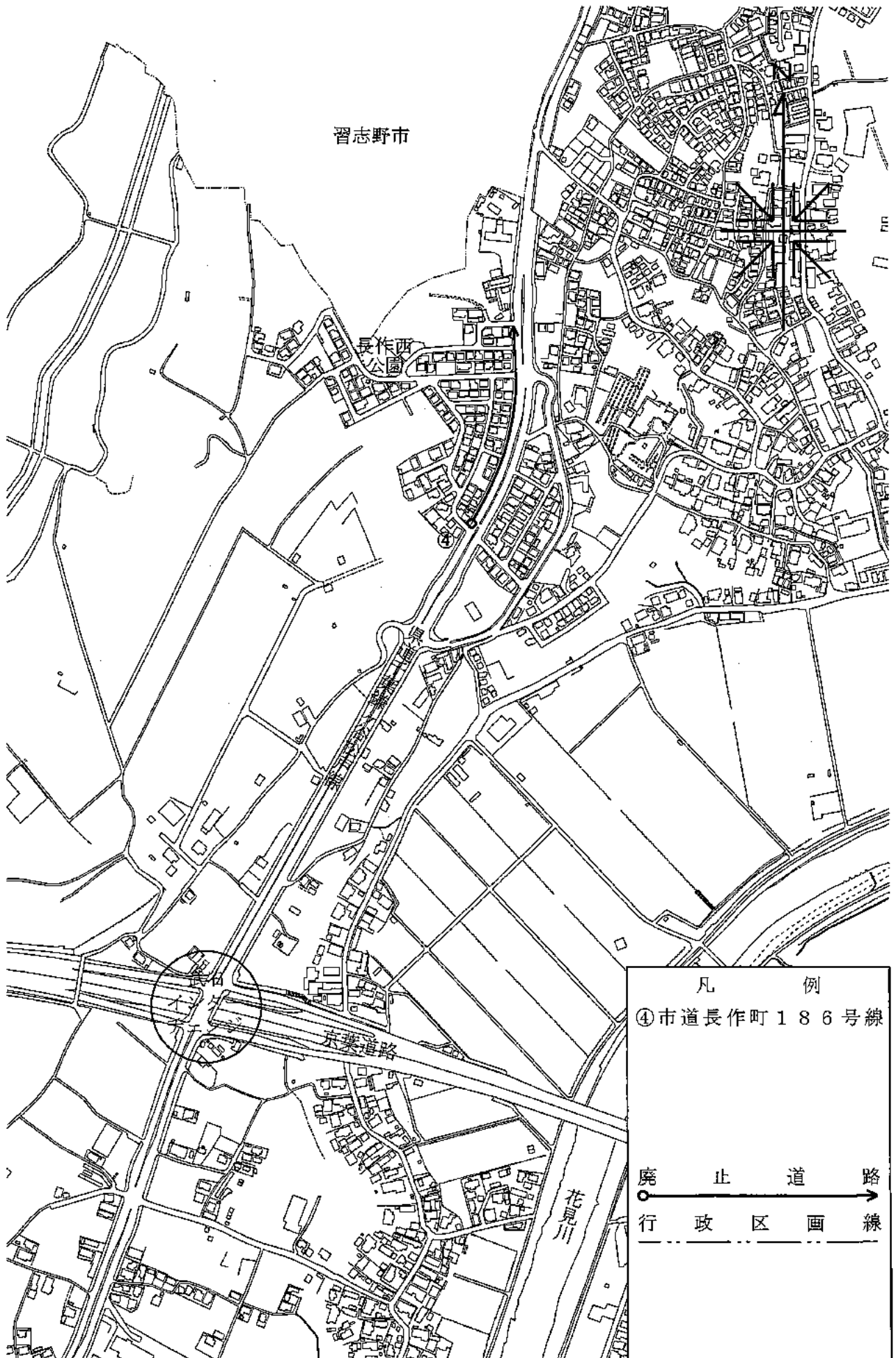
凡 例

①市道幕張283号線  
 ②市道武石町64号線  
 ③市道武石町66号線

廢 止 道 路

○————→

# 整理番号④ 市道路線廃止図2



~~~~~

議 案 説 明

市道路線の認定及び廃止について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるものであります。